

履 修 手 引

(2 0 1 3)

平成 2 5 年度入学者（1 3 生）適用

横浜国立大学教育人間科学部

履 修 手 引 (2 0 1 3)

平成25年度入学者（13生）適用
横浜国立大学教育人間科学部

目 次

はじめに	1
学部共通事項	2
Ⅰ. 教育人間科学部の構成	2
Ⅱ. 授業関係	2
1. 学年, 学期および休業日等	2
(1) 学年, 学期および休業日	2
(2) 修業年限および在学期間	2
2. 授業科目等	2
(1) 授業科目区分	2
(2) 授業方法	3
(3) 授業時間	3
3. 単位の基準	3
4. 授業科目の履修登録について	4
(1) 履修上の注意	4
(2) 履修登録日程	5
(3) 履修登録後のキャンセル期間について	5
5. 定期試験	5
(1) 筆記による試験	5
(2) 筆記による試験に関する注意事項	6
(3) 追試験について	6
(4) レポート試験における作成の注意事項	6
6. 成績の評価(平成21年度入学生より新基準適用)	7
7. 履修登録単位数の上限	8
8. 卒業研究について	8
(1) 卒業研究着手要件	8
(2) 卒業研究の履修登録	8
(3) 「卒業研究題目届」の提出	8
(4) 卒業研究の成果の提出	8
(5) 卒業研究の成果の成績評価	9
(6) 人間文化課程の秋期卒業制度	9
9. 学位の授与	9
10. オフィスアワー	9
11. 短期留学推進制度(派遣留学生)	9
学校教育課程	11
Ⅰ. 授業科目履修に関する事項	12
1. 履修基準と卒業要件	12
2. コース・専門領域分け	13

3. 課題研究（ゼミナール）および卒業研究について	13
4. 卒業研究の着手要件	13
5. 教養教育科目の履修について	14
6. 他学部との単位互換制度	14
7. 国際交流科目の履修	14
8. 横浜市内大学間単位互換制度による科目の履修	15
9. 履修登録単位数の上限と上限設定除外科目	15
10. 「出席扱い願」（教育実習，介護等体験，学外活動・学外学習Ⅰ～Ⅲ）	15
II. 教員免許状の取得について	17
1. 取得できる教員免許状の種類	17
2. 介護等体験，教育実習および教職実践演習	17
(1) 教育実習	17
(2) 教職実践演習	18
(3) 介護等体験（2年次受講）	18
(4) 教員免許状取得までのスケジュール	19
III. 学校教育課程における専門教育科目	20
1. 課程共通	20
2. 中学校教職関連科目	22
3. 専門領域科目	24
(1) 人間形成コース	24
(2) 教科教育コース	27
(3) 特別支援教育コース	41
4. 所属する専門領域で取得しなければならない教科以外の教員免許状の取得について	43
人間文化課程	45
I. 授業科目履修に関する事項	46
1. 履修基準（卒業要件）	46
2. 卒業研究について	46
(1) 卒業研究着手要件	46
(2) 卒業研究の履修登録	46
(3) 「卒業研究題目届」の提出	47
3. 教養教育科目の履修について	47
4. 他学部との単位互換制度	47
5. 国際交流科目の履修	48
6. 横浜市内大学間単位互換制度による科目の履修	48
7. 履修登録単位数の上限	48
8. 「出席扱い願」（教育実習，介護等体験，学外活動・学外学習Ⅰ～Ⅲ）	48
II. 専門教育科目の履修について	49
1. 課程共通必修基礎科目	49
2. 課程間連携共通選択必修科目	49
3. スタジオ科目	50
4. コース専門選択必修科目	50

5. 卒業研究関連科目	5 2
6. 他コース選択科目・他課程選択科目	5 2
III. 早期卒業制度について	5 3
1. 修業年限の短縮	5 3
2. 制度適用の申請	5 3
3. 成績優秀の基準	5 3
4. 卒業研究着手要件の緩和	5 3
5. 休学の取り扱い	5 3
6. その他	5 3
IV. 教員免許状の取得について	5 4
1. 人間文化課程において取得できる教員免許状	5 4
2. 教育実習，教職実践演習および介護等体験について	5 4
3. 教員免許状取得までのスケジュール	5 5
4. 教育実習の履修条件	5 6
5. 教員免許状取得に関する履修条件	5 6
V. 社会調査士の資格取得について	6 3
1. 社会調査士資格について	6 3
2. 社会調査士の資格取得カリキュラム	6 3
3. 社会調査士取得要件・申請方法	6 4
4. 備考	6 4
博物館学芸員資格について	6 5
関係法令	6 9
○教育基本法	6 9
○学校教育法（抄）	7 2
○学校教育法施行規則（抄）	7 4
○教育職員免許法（抄）	7 5
○教育職員免許法施行規則（抄）	7 8
○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律	8 9
○博物館法（抄）	9 1
○博物館法施行規則（抄）	9 4

はじめに

この履修手引は、横浜国立大学教育人間科学部の学生のみなさんが、本学での授業科目を履修するにあたり必要な事項をまとめたものです。本学を卒業するまで、この入学年度の履修手引が皆さんの履修基準となりますので、熟読のうえ大切に保管してください。

この履修手引は目次にあるように、「学部共通事項」、「学校教育課程」、「人間文化課程」、「博物館学芸員資格」、「関係法令」から構成されています。「学部共通事項」には教育人間科学部所属の学生全員に関係する事項が、各課程に関する項にはその課程に所属する学生の履修に関係する注意事項が記載されていますので、必ず目を通し間違いのないように注意してください。

横浜国立大学では、平成15（2003）年度より学習効果を自分自身で把握でき、大学における世界標準的な学生の成績評価法であるGPA制度を取り入れています。また、教育人間科学部では、平成16（2004）年度から履修登録単位の上限制度を設け、学期毎に履修登録できる単位数の上限を24単位としています。このような制度は、学生のみなさんが授業の履修にあたり授業内容を厳選したうえで各自にふさわしい履修計画を立て、効果的な学習を進めていくことができるように設けられたものです。

教養教育科目の履修方法については、別冊の「教養教育履修案内」を、また、各授業科目の講義内容については教養教育科目および専門教育科目の「電子シラバス」を参考にしてください。これらには、授業科目に関する基本情報、担当教員に関する情報、授業の目的・内容、授業計画、到達目標、教科書・参考書、成績評価の方法および履修条件などが記載されています。それらの内容は、みなさんが自らの主体性のもとに履修科目を選定する際の参考資料であると同時に、毎時間の授業の予習・復習などを行う際に役立て、学習効果を高めるためのものです。履修計画を順調に遂行させるために、十分に活用するように心がけてください。

学部共通事項

I. 教育人間科学部の構成

本学部は、次の2課程からなっています。所属する課程は、入学者選抜時に決定されます。

課 程	入学定員
学 校 教 育 課 程	230名
人 間 文 化 課 程	150名

II. 授業関係

1. 学年，学期および休業日等

(1) 学年，学期および休業日

学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わり、次の2学期に分かれます。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

休業日は、次のとおりです。

土曜日および日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

春季休業 夏季休業 冬季休業

大学入試センター試験休業日

なお、上記にかかわらず、必要に応じて休業日を変更し、または休業日に授業を行い、もしくは特別に休業日を設けることがあります。

学年暦は、各年度当初に配布する「授業時間割表」等で示します。

(2) 修業年限および在学期間

修業年限は、4年です。

修業年限の2倍の年数を超えて在学することはできません。ただし、休学期間は、在学期間に算入されません。

2. 授業科目等

(1) 授業科目区分

本学で開設する授業科目は、教養教育科目、専門教育科目および国際交流科目に大別されます。

教養教育科目は、教養コア科目、情報リテラシー科目、基礎演習科目、外国語科目および健康スポーツ科目からなります。

専門教育科目は、専門基礎科目および専門科目からなりますが、本学部では専門基礎科目は開講していません。

専門教育科目は、所属する課程ごとに開講されます。なお、学校教育課程ではコース・専門領域ごとに開講されるものがあります。

国際交流科目は、短期留学国際プログラムにより本学で受入れる外国人留学生のために開講されています。一部の授業は、一般の学生にも開放されています。

授業科目によっては、学年指定、クラス指定がありますので、それぞれの指示に従い履修してください。

(2) 授業方法

授業は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれかの方法により行われます。

授業は、授業科目により次のいずれかの期間で行われます。

通 年 ……………春学期・秋学期を通して行う(1年間30週以上)

春 学 期 ……………4月1日～9月30日(15週以上)

秋 学 期 ……………10月1日～翌年3月31日(15週以上)

集中講義 ……………一定の期間に集中して行う(15または30回以上)

不 定 期 ……………定まった曜日・時限以外に行う(春学期・秋学期・通年の場合がある。
15または30回以上)

授業時間割は、年度の初めに発表します。

(3) 授業時間

本学における授業は、原則として月曜日から金曜日まで行われ、1日の授業は次の時限により行われます。

時 限	開 始 ～ 終 了
第1時限	8：50～10：20
第2時限	10：30～12：00
第3時限	13：00～14：30
第4時限	14：40～16：10
第5時限	16：15～17：45

3. 単位の基準

単位算出の基準は横浜国立大学学則(第44条)の定めるところにより、1単位の授業科目を45時間の修学を必要とする内容をもって構成する事を基準とし、教育人間科学部では、授業方法に応じ、原則として、次に示すように定めています。

区 分	実施形態	教室内学習時間	期 間	単 位
講 義, 演 習	毎週1時限	2時間とみなす	半期15週	2単位
実験, 実習, 実技	毎週1時限	2時間とみなす	半期15週	1単位

1単位を修得するために必要な45時間の修学時間とは、授業時間と自学自習時間(予習および復習の時間)を合わせた時間です。1単位を修得するためには、教室内での総授業時間を「1」とした場合、次に示す割合の教室外の予習・復習が必要とされます。

区 分	教室内授業割合	予習・復習割合
講 義, 演 習	1	2
実験, 実習, 実技	1	0.5

具体的には、15週の授業をもって2単位とする講義・演習科目は、総授業時間30時間＋総自学自習時間60時間＝90時間の学習により、2単位を修得できます。これは毎週1時限の授業時間(90分)に対して、2時限分の教室外の学習時間(180分)が必要であることを意味します。また15週の授業をもって1単位とする実験・実習および実技科目は、授業時間30時間＋自学自習時間15時間＝45時間の学習により、1単位を修得できます。大学では、

授業時間のみではなく、授業外の学習が不可欠であることを確認し、担当教員が出す課題や自主的な授業外の学習を積極的に行うことが必要です。

4. 授業科目の履修登録について

授業科目を履修し単位を修得するには、所定の履修登録期間内に履修登録の手続きをしなければなりません。履修登録手続きは、大学内又は自宅等のパソコンを使用して行います。まず、履修案内、シラバス、時間割表で履修方法・履修条件等を確認し自分自身が履修する授業科目の時間割を作成してください。次に、パソコンのブラウザから学務情報システムに接続し時間割コードを入力することによって履修する科目を登録します。履修登録を行わずに授業に出席しても、単位・成績を得ることはできませんので十分に注意してください。

(詳細は「学生便覧(電子版)」の学務情報システム操作方法を参照してください。)

(1) 履修上の注意

- ① 履修登録期間は、春学期4月と秋学期10月の年2回あります。
- ② 教養教育科目、専門教育科目ともに、春学期および通年・不定期の開講科目は春学期に登録します。秋学期開講科目は秋学期になって履修登録を行います。
- ③ 履修登録後に、春学期・秋学期ともに、学務情報システム(WE Bシステム)の履修時間割表を各自で印刷し、確認のうえ、登録に誤りがある場合は、所定の履修訂正期間に訂正してください。履修時間割表は必ず印刷し、誤りがないか確認してください。なお、この確認を怠り、正しく履修登録されていないことに気づかず授業に出席し、学期末試験を受験しても、単位は認定されませんので、十分注意してください。
- ④ 他学部が開講する専門教育科目については、履修が認められている指定された授業科目に限り履修することができます。履修できる科目は学務第一係の窓口で確認してください。
- ⑤ 国際交流科目も履修登録期間に手続きをします。履修できる科目は、学務第一係の窓口で確認してください。
- ⑥ クラス指定されている授業科目は、指定にしたがって履修してください。
- ⑦ 時間割に開講時期が「未定」と記されている集中講義等の授業科目、特別に開講することになっている授業科目の履修登録方法については別途掲示にて指示します。

【注意事項】

- a 必修科目も履修登録してください。
- b 同一曜日の同一時限に開講されている授業科目を、重複して履修することはできません。
- c 教養教育科目には、履修登録の上限(春・秋学期ともに20単位)があります。
- d 教室収容人員を超える教養コア科目では、原則として履修調整を行います。
また、履修登録期間中に、履修調整結果を掲示で発表しますので、履修調整後当該科目が履修できなかった場合は、別途他の授業科目を履修してください。
- e 国際交流科目は、各科目とも少人数授業ですので教室収容数に関係なく履修調整をする場合があります。
- f 既に単位を修得している授業科目の再履修は認められません。また、一度修得した単位の取り消しは認めません。

- g 教養教育科目では、同じ名称の授業科目(例えば「教育学(教育と人間)」など)は、異なる教員によって開講されていても1科目として数えますので、重複して履修することはできません。教養教育科目における授業科目名変更に伴う重複履修禁止科目については、「教養教育履修案内」を参照してください。
- h 正当な理由がなく履修登録を行わない者、前年度修得単位数が15単位に満たない者(卒業年次の者を除く)、通算GPAが2.0未満の者については、修学の意志が欠けているものとして指導し、それに従わない場合には警告または退学勧告をします。

(2) 履修登録日程

履修登録を行う者は、以下の受付期間に学務情報システムにより登録し、履修時間割表を必ず各自で印刷して、履修登録の確認を行い、必要があれば訂正期間中に訂正してください。訂正期間中に訂正ができるのは、履修登録期間に何らかの登録をした者に限ります。

	春学期	秋学期
履修登録期間	4月中旬の2週間	10月上旬の2週間
履修登録訂正期間	5月上旬の3日間	10月中旬の3日間

上記の期間は目安です。履修登録期間は、学期の初めに掲示や配布物にて周知します。履修登録等の手続きは時間厳守で行われているので、受付時間など掲示を見落とさないように十分注意してください。

(3) 履修登録後のキャンセル期間について

もし履修登録訂正期間終了後に履修を取りやめたい科目がある場合は、指定された履修登録キャンセル期間(目安として履修登録期間終了日から3週間後。期間は掲示等で確認すること)内に学務情報システムより履修登録した科目のキャンセルを行ってください。

集中講義・不定期授業(教養教育科目、他学部の科目を除く)のキャンセルは、講義最終日(土・日・祝日等の場合は直後の平日)までにキャンセル手続きを行ってください。

【注意事項】

- この履修登録キャンセル期間は、履修登録した科目を取り消すための手続き期間であり、キャンセルした科目の代替科目を、あらためて履修登録することはできません。
- 履修登録キャンセルは全学統一期間に行われ、それ以外の期間には履修登録した科目のキャンセルは原則としてできません。
- 中途休学した者、短期派遣留学生として決定した者などの特別な事情が生じた者は、学務第一係まで申し出て所定の手続きを行えば、期間外でもキャンセルが認められる場合があります。

5. 定期試験

定期試験は、学期末に、筆記による試験またはレポート提出、もしくは実技の審査により行います。

試験は、当該授業科目の履修登録を行い、かつ当該授業に2分の1以上出席した者でなければ受験することができません。また、授業科目によっては、より厳しい出席回数を受験要件とする場合があります。

(1) 筆記による試験

筆記による試験は、試験期間(学期末の定められた期間)に実施されますが、授業科目によっ

ては、学期の途中に実施する場合があります。試験期間に行う試験にあつては、試験時間割を別途掲示しますが、教室が変更になることがありますので、注意してください。

学期の途中において行う試験については、授業時間中に担当教員が直接指示しますので、掲示による通知は行いません。履修登録を行った授業には毎回必ず出席してください。

(2) 筆記による試験に関する注意事項

- ・ 受験の際は、必ず学生証を机上に提示してください。
- ・ 学生証を携帯していない学生は、試験開始前までに学務第一係へ申し出て、仮受験票を受け取ったうえで受験してください。この仮受験票の有効期間は発行日限りです。
- ・ 遅刻は、原則として認められません。
- ・ 試験開始後 30 分経過するまでは、試験室から退出は許可されません。
- ・ 試験室では一列おきに着席してください。
- ・ 学生証、筆記用具、時計及び特に持ち込みを許可されたもの以外の持ち物は、鞆に入れて足下に置いて受験してください。
- ・ 携帯電話等は電源を切り、鞆に入れておいてください。時計代わりには使用できません。
- ・ 授業科目によっては、これらによらない場合があるので、担当教員の指示に従ってください。
- ・ 受験に際して、万一不正行為があったときは、当該学期の履修登録の単位がすべて無効とされるなど、本学の学生の懲戒に関する規則に基づき、退学・停学等の懲戒処分が科せられます。

(3) 追試験について

次の(ア)～(エ)に該当する事由により学期末試験期間内に行われた試験科目を受験できなかった場合には、その科目について追試験を申請することができます。

- (ア) 本人の疾病又は負傷（医師の診断書を必要とする）
- (イ) 両親又は同居の親族の死亡（事実を確認できる書類を必要とする）
- (ウ) 交通機関の著しい遅延・運休（事実を証明する書類を必要とする）
- (エ) その他、学部長がやむを得ない理由があると認めたとき（理由を説明する文書を必要とする）

追試験の申請は、下記の要領に従ってください。追試験の可否、実施日、実施方法などについては、追って申請者に連絡します。なお、申請した追試験が受験できなかった場合には、再度の追試験は行いません。

- ・ 申請期限：学期末試験期間終了後の翌日の 17 時まで（休日の場合にはその翌日まで）
- ・ 申請窓口：専門教育科目又は教養教育科目→教育人間科学部学務第一係
国際交流科目→学務部教務課留学交流・センター係
- ・ 申請方法：追試験申請書と併せ必要書類を提出してください。本人が直接窓口を持参できない場合には、代理人や電子メールによる申請も可能です。詳細は各担当窓口へ問い合わせてください。

(4) レポート試験における作成の注意事項

- ・ レポートの作成・提出については、すべて科目担当者の指示通りにしてください。
- ・ なお、レポートは科目担当者から学務第一係へ提出するよう指示された場合は、提出

締切日の17時までに提出してください。

- ・レポートは学生個人が自己の責任において作成するものであり、教員から特別な指示がない限り、一人一人別のものを提出してください。
- ・他人の文章（インターネット上の情報も含む）を引用する場合には、引用部分を明示し、出典を明記すること。出典を記載することなく転記したり、それを組み合わせたりして、他人の文章を使用することは「盗用」であり、社会的倫理に反する行為です。自分が作成したレポートを他人に見せ、それが他の人によって流用された場合も同様で、その双方ともに倫理に反する行為をしたとみなされます。
- ・レポート試験において倫理に反する行為が発覚し、不正行為に該当すると判断された場合には、筆記による試験と同様に本学の規則により懲戒処分が科せられることがあります。

6. 成績の評価（平成21年度入学生より新基準適用）

- (1) 成績評価は、シラバスに示す評価の重みづけを加味した到達度評価とします。

次の(2)で示す表によって評価が行われ、「可」以上にそれぞれの授業科目に設定されている単位が与えられます。「秀（成績90点以上）」は、履修目標を十分達成しており、さらに履修目標を上回る成績をおさめている者に与えられます。「優（成績89－80点）」は、履修目標を十分達成しており、「秀」に次ぐ優秀な成績をおさめている者に与えられます。

- (2) 平成15年度入学生（03生）より、卒業に必要な単位数に含まれる科目の単位を対象としてGPA(Grade Point Average)制度が導入されました。それぞれの科目の評価にGP(Grade Point)を与え、学期ごとに学生の個々の履修科目のGPにその科目の単位数を掛け、その総和を履修登録科目の総単位数で割ってGPAを算出します。そして、GPA 2.0以上が卒業要件となります。

評価	Grade Point	評価点
秀	4.5	100～90点
優	4	89～80点
良	3	79～70点
可	2	69～60点
不可	0	59点以下

$$GPA = \frac{\text{総和}(GP \times \text{単位数})}{\text{履修登録単位数}}$$

- (3) 評価が「不可」の授業科目については、再履修を行うことができます。再履修を行った場合、成績は再履修後のものが採用され、GPAの分母は増えません。なお、開講科目の中には、隔年開講のため翌年再履修できないものや、異なる内容の授業であっても同じ科目名であれば再履修可能なものなどがあります。これらについては履修登録に際して履修手引等の冊子の他、掲示等にも十分注意して確認してください。
- (4) 成績評価の結果は、春学期開講科目については10月初旬に、秋学期・通年開講科目については、翌年度の始めに個別成績表により発表します。個別成績表の配布方法等は、掲示により通知します。

また、入学時に個別成績表を保護者等へ通知することを希望した学生については、年1回5月ごろに入学時に希望した住所へ、前年度末までの成績を含んだ個別成績表を送付し

ます。送付宛先や住所の変更があった場合は、学務第一係へ申し出てください。

- (5) 授業科目の単位数は、学生の都合により、複数年次に分割したり、変更したりすることはできません。

- (6) 以下の科目はGPAの対象外です。

- ・入学前既修得単位として認定された科目
- ・他大学開講科目で単位認定された科目
- ・短期留学（派遣）による認定科目

7. 履修登録単位数の上限

平成16年度入学生（04生）から、**履修登録できる単位数は半期毎に24単位まで**と上限が設定されていますので、この枠内で行ってください。ただし、課程によってこの上限設定から除外される科目群がありますので、登録に際しては「各課程のページ」で所属する課程の除外科目群を確認し、掲示や配布資料等によって必ず科目名を確認のうえ、間違いのないよう登録してください。

8. 卒業研究について

(1) 卒業研究着手要件

卒業研究に着手するには、すでに3年以上在学し、各課程で定める要件を満たしている必要があります。内容の詳細については「各課程のページ」の卒業要件の項で確認してください。この要件を満たしていない場合は、卒業研究に着手できませんので、卒業が延期になります。

＊ただし、人間文化課程の早期卒業制度を適用された者については、別に定めます。

(2) 卒業研究の履修登録

卒業研究に着手する学生は、他の授業科目と同様に、前述の履修登録方法に従って卒業研究の履修登録を行わなければなりません。

また、卒業研究の履修登録に際しては、あらかじめ指導教員を決定しておかなければなりません。

指導教員は、所属課程に関わるどの専任教員でもかまいませんが、個々の教員が指導できる学生数や、学生の興味・関心と教員の専門分野との適合性などがありますので、当該教員と協議のうえ合意を得るものとします。

各教員との協議は、後述するオフィスアワーを積極的に利用して行ってください。

(3) 「卒業研究題目届」の提出

卒業研究に着手した学生は、指導教員の指導に従い卒業研究題目を決定し、6月末日までに「卒業研究題目届」を学務第一係に提出しなければなりません。届出がない場合は、卒業研究の単位が認められません。

なお「卒業研究題目届」は、前記(1)および(2)の要件を満たしていない場合には受理されません。

(4) 卒業研究の成果の提出

卒業研究の成果の提出方法等は次のとおりです。

- ① 卒業研究の成果の形式は、論文、報告書、作品、演奏、製作物、演技等としますが、いずれの形式によるかは指導教員の承認を得て決定してください。
- ② 卒業研究の成果の提出は、卒業研究の成果等に「卒業研究提出票」を添えて行ってください。卒業研究の成果が大学への持ち込みが不可能な場合には、当該成果の写真（キャビネ版）を所定の用紙に貼付し、「卒業研究提出票」を添えて提出してください。
その他、卒業研究の成果の提出の詳細については、別途指示します。
- ③ **提出期限は、1 月末日（土曜日または日曜日の場合は直前の金曜日）の 16 時 10 分とし、**
期限を過ぎたものは一切受理しません。詳細は掲示で確認してください。

(5) 卒業研究の成果の成績評価

卒業研究の成果の成績は、「秀」、「優」、「良」、「可」、および「不可」とし、「可」以上に単位を与えるものとします。

(6) 人間文化課程の秋期卒業制度

人間文化課程には、9 月にも卒業を認める制度があります。詳しくは、人間文化課程のページで確認してください。

9. 学位の授与

本学部を卒業した者には、課程により次の学位が授与されます。

学 校 教 育 課 程	学士(教育)
人 間 文 化 課 程	学士(教養)

10. オフィスアワー

本学部では、オフィスアワーを設けています。教員ごとに設定されたオフィスアワーには教員が研究室で待機し、履修上の相談、担当授業についての質問等に応じていますので、積極的に活用してください。

各教員のオフィスアワーについては、年度当初に配付する「授業時間割」を参照してください。

11. 短期留学推進制度（派遣留学生）

諸外国の大学との交流を図り、相互理解と友好親善を増進するため、本学や本学部と交流協定を締結している大学等に学生を派遣する制度です。

派遣期間:概ね 6 か月以上 1 年以内

派遣地域:アジア、オセアニア、北米、欧州、アフリカ

興味のある者は 6 月（予定）に開催される説明会に必ず参加してください。この制度への申し込み手続等に関しては別途掲示により指示します。短期留学推進制度の詳細については学務第一係および学務部教務課留学交流・センター係（短期留学担当）に問い合わせてください。

派遣先で修得した単位は、本学部（課程・コース）の単位に認定できる場合があります。単位の認定を希望する場合は、事前にホームページ等で派遣先大学のシラバス等を調査し、帰国後すみやかに学務第一係へ申請してください。

なお、この制度を利用して、留学した場合、留学期間は在学期間に含まれますが、十分な履修計画を立てていなければ、4 年間で卒業できないおそれがありますので、注意してください。

学 校 教 育 課 程

変動する社会の中の新たな教員像を探求するために

国際化、情報化など、社会が急速に変化し続ける中で、子どもの心身の発達や学校教育においてさまざまな問題が生じています。この課程は、現代社会における教育の課題を解決していくことのできる実践的・総合的な資質をそなえた小学校教員の養成を主な目的としています。

本課程は、人間形成コース、教科教育コース、特別支援教育コースの3コースから編成されています。さらに人間形成コースには3つ（教育基礎、心理発達、日本語教育）、教科教育コースには10（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭科、英語）の専門領域が置かれています。コース分け、および専門領域の選択・決定は、1年次の末までに行います（特別支援教育コース、および教科教育コース・専門領域の理科、保健体育、技術、家庭科の一部については入学の時点で決定）。すべてのコースで小学校教諭1種免許状を取得することが必須（卒業要件）である他、教科教育コースでは中学校教諭1種免許状の取得が、特別支援教育コースでは特別支援学校教諭1種免許状の取得が必須（卒業要件）となります。また博物館学芸員の資格を取得することもできます。

カリキュラムは、社会的視野に立って学校教育を理解し、教師としての臨床的実践能力が獲得できるように構成されています。1年次から教育実践の場に積極的に参加して児童・生徒の実態や教育の諸問題に触れ、その理解と解決の方策を探求し、さらに教育実践の場にフィードバックできるよう、授業科目が系統的に配置されています。教養教育と専門教育とを有機的に連携させるために、少人数の「基礎演習」が1年次の必修となっており、2年次には「教育環境科目」を設けており、学外での体験活動等の単位化も図っています。そのうえで、教育総合科目、専門領域科目、卒業研究を履修します。なお、教育職員免許法の特例等に関する法令に基づく「介護等体験」を2年次で行うことになっています。

教育に関わる臨床的能力の育成をめざすという観点から実践的・体験的な学習をするために、4年間を通じて、違ったタイプの教育実習を配置しています。まず1年次秋学期の「教育実地研究」では、学校観のリフレッシュともいうべき、観察・実習活動があります。教科教育コースでは2年次の「中等教科教育法」において、同様な体験実習が含まれています。これらの経験を踏まえて、3年次春学期に、小学校・中学校・特別支援学校において「教育実習」が実施されます。これらの教職に関する科目等については、その履修履歴を1年次より「教職履修カルテ」に学生自身が記入し、履修履歴の把握に努めながら、4年次秋学期の「教職実践演習」において各教育実習と大学内での授業の体系的総括を行うことになります。2年次以降には、各コース（人間形成コース、教科教育コース、特別支援教育コース）のそれぞれの専門領域（教育基礎、心理発達、日本語教育、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭科、英語、特別支援教育）に分かれ、各専門について少人数の教育環境で学ぶことができます。

I. 授業科目履修に関する事項

1. 履修基準と卒業要件

(1) 履修基準表

履修基準表（学校教育課程で修得すべき単位数一覧）

授業科目区分		修得すべき単位数			
教養教育科目	教養コア科目	基礎科目	人文社会系 日本国憲法 その他	2 2以上	36 以上
			自然科学系	4以上	
			現代科目	2以上	
	情報リテラシー科目	総合科目		2以上	
		コンピューティング		2	
		基礎演習		2	
	基礎演習科目	教職入門		2	
		外国語科目		1か国語以上	
	健康スポーツ科目	健康スポーツ演習 A		2以上	
専門教育科目	教育環境科目	人間形成コース		4以上	
	教育総合科目			59以上	
	卒業研究関連科目			6	
	専門領域科目	人間形成コース		26以上	
		教科教育コース		20以上	
		特別支援教育コース		35以上	
	中学校教職関連科目	教科教育コース		17以上	

(2) 卒業に必要な単位

	教養教育科目	専門教育科目	総計
人間形成コース	36以上	95以上	131以上
教科教育コース	36以上	102以上	138以上
特別支援教育コース	36以上	100以上	136以上

(3) 卒業要件：学校教育課程で学位を取得し卒業するためには、下記の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 4年以上、在学していること（休学期間を除く）
- ② 履修基準表が示す、各授業科目区分に定められた単位数を修得すること
- ③ 各コースで指定する免許（P.17）を取得するために必要な単位を修得すること
- ④ 卒業に必要な単位数に含まれる科目のGPAが2.0以上であること
- ⑤ 授業科目「卒業研究」の単位を修得すること（卒業研究成果を提出して審査に合格することを含む）

2. コース・専門領域分け

1年次末までに、下記の表に示されたコース・専門領域分けを行います。

学校教育課程のコース，専門領域

コース	専門領域
人間形成コース	教育基礎 心理発達 日本語教育
教科教育コース	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 家庭 英語
特別支援教育コース	

コース・専門領域分けは、次の手順と方法により実施します。

- ① コース・各専門領域の定員：1年次の4月末までに発表します。
- ② コース・専門領域に関する情報提供：「基礎演習」、「教職入門」、「教育実地研究」の授業時間、「コース・専門領域分け説明会」などで行います。
- ③ コース・専門領域の希望調査：「基礎演習」、「教職入門」、「教育実地研究」の授業時間などで行います。
- ④ コース・専門領域は、特別の事情がない限り、希望者を定員まで受け入れます。

*希望者がコース・各専門領域の定員を超えた場合、当該コース・専門領域は、1年次の学習状況、面接、試験等に基づいて選考を実施し、受け入れ学生を決定します（コース・各専門領域の諸事情により、定員を超えて受け入れ学生を決定することもあります）。

3. 課題研究（ゼミナール）および卒業研究について

「課題研究」（3年秋学期，2単位）は、卒業研究関連科目として位置づけられ、学生は必ず受講し、単位を修得しなければ卒業研究に着手することはできません。したがって「課題研究」の担当教員と卒業研究の指導教員は、原則として同一の教員になります。学生は、オフィスアワーなどを利用して教員と話し合い、合意を得て3年次の「課題研究」の履修登録を行ってください。

なお、自分の専門領域以外の教員（教育デザインセンター、生活科教育講座の教員を含む）を卒業研究指導教員とすることも可能です。その場合は、自分の専門領域の代表の教員に必ず事前に相談してください。なお、教科教育コースの場合は、所属する専門領域科目の中学校免許に必要な20単位に4単位追加して履修する必要があります。

また、教員によっては、別に配布する「卒業研究履修条件表」に示した履修条件がありますので、卒業研究を履修するにあたってその条件を満たしておく必要があります。

4. 卒業研究の着手要件（授業科目「卒業研究」を履修登録するための要件）

学校教育課程で卒業研究に着手するためには（授業科目「卒業研究」を履修登録するために

は), 該当年度の4月1日現在で, 下記の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 教育実習Ⅰ(小学校)を終了していること(ただし, 病欠その他, やむを得ない事情の場合はその限りではない)。
- ② 3年次秋学期に開講される「課題研究」(2単位)を修得していること。
- ③ その他, 領域により個別の条件を課す場合もある(専門領域のページを参照のこと)。

5. 教養教育科目の履修について

教養教育科目に関する詳細については, 「教養教育履修案内」および教養教育科目の電子シラバスを参照してください。

- ① **教養教育科目**の各授業科目区分の「修得すべき単位数」を合計すると, 28単位にしかありません。不足する8単位は, 教養コア科目, 外国語科目, 健康スポーツ科目の中から選択履修して, **合計単位数が36以上**となるようにしてください。

- ② **外国語科目**について, 2つ以上の外国語を履修する場合, 英語については「実習1」を4単位(S, W, 春学期のLRと秋学期のLR, 各1単位), 他の外国語については一つの外国語につき「実習1および2」を一組として2単位履修しなければ, 卒業に必要な外国語科目の単位として認定されません。

「英語演習」および英語以外の外国語の「演習」を履修する場合, 英語については「実習1」を4種類4単位, 英語以外の外国語については「実習1および2」を二組4単位履修していなければなりません。ただし, ギリシャ語およびラテン語については, 1単位の履修が可能です。

なお, 教養教育科目の卒業に必要な36単位として算入できる外国語科目の単位数は, 10単位までです。

- ③ **健康スポーツ科目**については, 学校教育課程では「健康スポーツ演習A」を1年次に履修し, 必修の2単位に充てなければなりません。2年次以上で「健康スポーツ演習B」を選択履修することができます。この場合, 他の教養教育科目の単位と合計して36単位までを卒業に必要な教養教育科目の単位として算入することができます。
- ④ 「**日本国憲法**」(教養コア科目・人文社会系)は教員免許状を取得する際の必須条件ですので**必ず履修しなければなりません**。

6. 他学部との単位互換制度

本学には, 他学部の専門教育科目の授業を履修できる「単位互換制度」があります。履修できる授業科目のリストおよび履修手続きについては, 毎年度の初めに示されます。受講を希望する学生は, 学務第一系の窓口で, 受講可能な授業科目を確認したうえで履修手続きを行ってください。

単位互換制度により履修できる単位数の上限は30単位ですが, 学校教育課程では修得した単位はすべて増加単位として扱われ, 卒業に必要な単位として算入することはできません。

7. 国際交流科目の履修

「国際交流科目」とは, 短期留学国際プログラムによる外国人留学生のために開講されている授業科目です。授業はすべて英語を用いて行われます。国際交流科目の一部の授業は, 一般の学生にも開放されているので, 履修を希望する学生は, 授業担当教員の承諾を得たうえで履修手続きを行ってください。一般学生に開放されている授業科目のリストは学務第一系の窓口に備えてあります。

国際交流科目として修得した単位はすべて増加単位として扱われ、卒業に必要な単位として算入することはできません。またGPAについても対象外です。

国際交流科目のうち一部は、英語演習として読み替えて履修することができます。履修条件は、「教養教育履修案内」を参照ください。

8. 横浜市内大学間単位互換制度による科目の履修

これは、「横浜市内大学間単位互換制度」に参加する大学の提供する授業科目を履修し、それを所属大学の単位として認定する制度です。他大学の提供する科目を受講できる単位数の上限は60単位で、修得した単位はすべて増加単位として扱われ、卒業に必要な単位として算入することはできません。

春学期の履修登録は4月初旬、秋学期は6月下旬に行いますので、詳細は事務局学務部教務課にお尋ねください。

9. 履修登録単位数の上限と上限設定除外科目

履修登録できる単位数は、**半期ごとに24単位まで**と上限が設定されているので、この枠内で行ってください。ただし、次の科目は上限設定から除外されます。

履修登録上限設定除外科目の一覧

1. 国際交流科目
2. 他大学（海外を含む）で履修する科目
3. 博物館学芸員コース科目のうち、「博物館概論」「博物館資料論」「博物館経営論」「博物館教育論」「博物館資料保存論」「博物館展示論」「博物館情報・メディア論」「博物館実習」の8科目
4. 卒業関連科目（課題研究（ゼミナール）・卒業研究）
5. 教育実習・教育実習関連科目（教育実地研究・中等教科教育法・地理歴史科教育法・公民科教育法・書道科教育法・工業科教育法・教職実践演習）
6. 不定期科目（隔年開講科目・集中講義・3年春学期演習などのうち、指定されたもの）
7. 副免許取得のための科目
8. 学外活動・学外学習Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ
9. その他、課程が指定した科目

10. 「出席扱い願」（教育実習，介護等体験，学外活動・学外学習Ⅰ～Ⅲ）

教育実習と一般の授業は重複して受講しないこと、また、学外活動・学外学習（Ⅰ～Ⅲ）は、履修している授業のある時間帯には活動しないことを原則としています。ただし、授業期間中あるいは授業のある時間帯に行わざるを得ない場合は、当該授業の担当教員に「出席扱い願」を提出し、欠席した回の授業に関わる学習について担当教員の指導に従うことにより出席扱いとすることができます。

また、介護等体験についても、当該授業の担当教員に「出席扱い願」を提出し、欠席した回の授業に関わる学習について担当教員の指導に従うことにより出席扱いとすることができます。

教育実習，介護等体験，学外活動・学外学習（Ⅰ～Ⅲ）のための欠席は、原則として、一科目の授業（15回）につき合計3回まで、「出席扱い願」を提出し担当教員の指導に従うことにより出席扱いとすることができます。そのためには、所定の「出席扱い願」を、当該授業の担当教員および関係委員会（教育実習委員会，介護等体験委員会，学外活動支援委員会）に事

前に提出する必要があります。なお、「学外活動・学外学習（Ⅰ～Ⅲ）」については、決められた期日までに学外活動支援委員会に活動希望登録（学外活動・学外学習のホームページ上からの委員会登録）をし、事前に活動計画書を提出しなければ、「出席扱い願」を提出することはできません。

Ⅱ. 教員免許状の取得について

1. 取得できる教員免許状の種類

学校教育課程の各コースで取得できる教員免許状は次のとおりです。

	小学校 1 種	特別支援学校 1 種	中学校 1 種	高等学校 1 種
人間形成コース	◎	○	○	△
教科教育コース	◎	○	◎	○
特別支援教育コース	◎	◎	○	△

【注】 ◎……卒業要件（必須） ○……増加単位で取得可能

△……○印の他に必要な増加単位で取得可能

人間形成コースおよび特別支援教育コースの学生の中学校教員免許状の教科選択については、増加単位となります。

2. 教育実習、教職実践演習および介護等体験

小学校および中学校の教員免許を取得するためには、大学の講義・演習などの授業だけでなく、社会福祉施設や特別支援学校などで行われる介護等体験に参加したうえで、小・中学校や特別支援教育学校で実施する教育実習を履修し単位を修得しなければなりません。また、1年次から「教職履修カルテ」を使って履修履歴を把握し、4年次秋学期に「教職実践演習」という4年間の総括のための演習科目を履修・修得しなければなりません。次の（１）～（４）の内容を確認し、必要な手続き等をきちんと行い、体験・実習・演習に備えてください。

なお、これらの科目については、特別な事情があり履修が困難と認められた場合には、履修を免除する特例措置が認められる場合があります。詳しくは、学務第一係に相談してください。ただし、特例措置が適用された場合には教員免許状の取得はできません。

（１）教育実習

① 教員免許状を取得するためには、次の教育実習を履修しなければなりません。

教育実習の名称	単位数	対象のコースと各科目の履修要件
教育実習Ⅰ（小学校） （事前指導・事後指導を含む）	5	【対象のコース】 ・ 学校教育課程のすべてのコース（必修） 【履修要件】 ・ 2年次修了時点における単位取得が、「教育実地研究」を含めて60単位以上であること。 ・ GPAが2.0以上であること。
教育実習Ⅱ（中学校） （事前指導・事後指導を含む）	3	【対象のコース】 ・ 教科教育コース（必修） 【履修要件】 ・ 教育実習Ⅰを履修していること
教育実習Ⅲ（特別支援学校） （事前指導・事後指導を含む）	3	【対象のコース】 ・ 特別支援教育コース（必修） 【履修要件】 ・ 教育実習Ⅰを履修していること ・ 「知的障害児の教育」、「知的障害の心理」、「障害児の生理と病理」、「知的障害児の教育課程」、「特別支援教育概論」の中から3科目以上の単位を修得していることが望ましい。

※人間形成コースおよび特別支援教育コースの学生で、中学校または高等学校の教員免許状の

取得を希望する学生は、該当する教科の教育実習Ⅱ（中学校）を履修しなければなりません。

※教育実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの履修要件は、上記の要件以外に各専門領域が特定の履修要件（指定す

る授業科目の履修等)を定める場合、それを満たさなければなりません。

② 教育実習の詳細については、2年次(5月の教育実習登録説明会時)に配布する『教育実習の手引』に記載されていますので、よく読んでください。

③ 教育実習を履修するにあたって、受講する年度の前年の提出期間に「教育実習登録カード」を必ず提出してください。登録カードを提出後、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに学務第二係に変更内容を届け出てください。

【注】 3年次の4月に教育実習Ⅰの履修要件が満たされない場合には、教育実習は全て4年次以降に実施となります。教育実習Ⅰは、卒業研究着手要件(P.13)となっていますので、4年次に卒業研究に着手できないため、卒業は延期となります。

(2) 教職実践演習

教員免許状を取得するためには、4年次秋学期に開講される「教職実践演習」を修得しなければなりません。

教職実践演習は、教員になるうえで自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることを目的とした科目です。教職実践演習を履修するにあたっては、1年次から教職実践演習の授業を受けるまでの間に各自で教職履修カルテに記入しなければなりません(web上で入力)。また、原則として取得を希望する免許に関する教育実習を終了していることが必要です。

(3) 介護等体験 (2年次受講)

小学校および中学校の教員免許状を取得するためには、1年次2月に実施するオリエンテーションに参加し、「介護等体験」の申し込みを行わなければなりません。そして2年次に2種類7日間の介護等体験を行い、それぞれの体験が終了したら、体験先から『介護等体験の手引』(オリエンテーションで配布)に綴じ込んである「介護等体験実施証明書」に、体験を行った証明をもらってください。この「証明書」は、各自責任を持って保管し、教員免許状申請時(4年次)に提出してください。「証明書」を紛失した場合は、原則として再発行されません。

介護等体験7日間の内訳は、原則として次の標準日数とします。

社会福祉施設等での体験	5日間	計7日間
特別支援学校での体験	2日間	

介護等体験の実施方法、教員免許状申請の具体的方法については別途指示します。

※なお、身体上の障害により介護等体験を行うことが困難な者(身体障害者福祉法に規定する身体障害者で障害の程度が1級から6級の者)については、介護等体験を行うことを要しません。
※教育実習も介護等体験も受講するにあたり、学生保険(「学生教育研究災害傷害保険(賠償責任保険付帯)」「(財)日本国際教育支援協会)、あるいは、「生命共済」(大学生協))に加入していることは必須条件です。受講前に加入しているか確認します。入学時の資料に保険加入の書類が入っており、本人が知らないままに、保険の加入手続きを行っている場合もあるので、加入の有無を保護者等に確認しておいてください。

（４） 教員免許状取得までのスケジュール

※ 注意：４年次に教員免許状一括申請の申し込みをし、所定の書類を提出した場合は、卒業時に学位記（卒業証書）とあわせて教員免許状が交付されます。一括申請の申し込み時期（４年次の４月）は必ず掲示等にて確認してください。

なお、小学校および中学校の場合は、**介護等体験の実施証明書（原本）**が必要となります。

	小学校の教員免許状を取得する場合 (全員)	中学校・高等学校の 教員免許状を取得 する場合	特別支援学校の教員免許状を取得する場合	
			特別支援教育 コースの学生	特別支援教育 コース以外の学生
1 年次	2 月－オリエンテーション にて介護等体験の申し込み、 『介護等体験の手引』が配布されるので、熟読すること			
2 年次	4 月－（上旬）健康診断を受診（学内）			
	5 月－教育実習Ⅰ・教育実習Ⅱ・教育実習Ⅲ登録説明会の際、教育実習委員会から『教育実習の手引』が配布されるので、必ず入手し熟読すること 指定期日までに「教育実習Ⅰ登録カード」を提出	5 月－指定期日までに「教育実習Ⅱ登録カード」を提出	5 月－指定期日までに「教育実習Ⅲ登録カード」を提出	
	1 月－オリエンテーション 7 日間の介護等体験を行い、「実施証明書」に証明してもらうこと			
3 年次	教育実習Ⅰ事前指導＊			
	4 月－（上旬）健康診断を受診（学内）			
	5 月～7 月 教育実習Ⅰ			
	事後指導	特別支援教育コース以外の学生 教育実習Ⅱ事前指導＊	教育実習Ⅲ事前指導＊ ＊	
		特別支援教育コース以外の学生 9 月－教育実習Ⅱ	9 月－教育実習Ⅲ（主として附属特別支援学校）	
4 年次		事後指導	事後指導	
		特別支援教育コースの学生の中の希望者 4 月－（上旬）健康診断を受診（学内）		4 月－（上旬）健康診断を受診（学内）
		特別支援教育コースの学生の中の希望者 教育実習Ⅱ事前指導＊		教育実習Ⅲ事前指導＊ ＊
		特別支援教育コースの学生の中の希望者 9 月－教育実習Ⅱ		9 月－教育実習Ⅲ（主として附属特別支援学校）
	1 0 月－「教職実践演習」を履修登録	事後指導		事後指導

＊ 教育実習Ⅰ、Ⅱについては、本学部が定める方法で各教育実習の実施前に事前指導を行います。

＊ ＊ 教育実習Ⅲについては、特別支援教育コースの学生は３年次９月の実習前に事前指導を行います。また、特別支援教育コース以外の学生は４年次９月の実習前に行います。

Ⅲ. 学校教育課程における専門教育科目

人間形成コース、教科教育コースおよび特別支援教育コースの共通事項として、履修基準表に基づき、次に示す専門教育科目の授業科目を履修してください。

1. 課程共通

教育環境科目は、人間文化課程と共同で提供する科目です。

授業科目区分	授 業 科 目	履修 年次	単 位 数		修得単位数
			必修	選択	
教育環境科目	「学外活動・学外学習」				
	学外活動・学外学習Ⅰ	1～4		2	注1
	学外活動・学外学習Ⅱ	1～4		2	
	学外活動・学外学習Ⅲ	1～3		2	
	「表現・コミュニケーション」 ノンバーバルコミュニケーション (身体表現論)	2～4		2	
	社会分析基礎論	1～4		2	人間形成 コース 4以上
	文化マネジメント基礎論	2～4		2	
	情報基礎論	2～4		2	
	映像文化概論	2～4		2	
	音響文化論	2～4		2	
	サブカルチャー概論	2～4		2	
	比較思想概論	2～4		2	
	社会学概論	2～4		2	
	国際開発支援概論	2～4		2	
	マスコミュニケーション概論	2～4		2	

注1…「学外活動・学外学習Ⅱ」は、教養教育科目（教養コア科目の現代科目）の「学外活動（教育ボランティア）」と重複して単位を取得することはできません。

教育総合科目	「教職に関する科目」				
	教育の思想と歴史	2～4	2		
	教育の心理学	2～4	2		
	教育社会学	2～4		2	注 1
	教育経営	2～4		2	
	教育課程・教育方法論（小）	2～4	2		
	特別活動論（小）	2～4	2		
	初等国語科教育法	2	2		
	初等社会科教育法	2	2		
	初等数学科教育法	2	2		
	初等理科教育法	2	2		
	初等生活科教育法	2	2		
	初等音楽科教育法	2	2		
	初等図画工作科教育法	2	2		
	初等体育科教育法	2	2		
	初等家庭科教育法	2	2		
	道德教育の理論と方法（小）	1	2		
	児童・進路指導論	2～4	2		
	教育相談の基礎と方法（小）	2～4	2		
	教育実習Ⅰ事前指導・事後指導	3	1		
	教育実習Ⅰ（小学校）	3	4		
	教職実践演習	4	2		
	「教科に関する科目」				
	小教専国語	1		2	注 2
	小教専社会科	1		2	
	小教専算数	1		2	
	小教専理科	1		2	
	小教専生活科	1		2	
	小教専家庭科	1		2	
	小教専音楽	1	2		
	小教専図工	1	2		
	小教専体育	1	2		
	「教科又は教職に関する科目」				
	教育実地研究	1	2		
	生涯学習概論	2～4		2	
	特別支援教育入門	1～4		2	
その他 「初等教育 関連」	初等教育学習開発Ⅰ（国語）	3～4		2	注 3
	初等教育学習開発Ⅱ（算数）	3～4		2	
	野外教育実践	3～4		2	
	初等体育科実技	3～4		1	
	初等図工科実技	3～4		1	
	初等家庭科実習	3～4		1	
	初等教育フィールドワーク研究 1a,1b,2a,2b,3a,3b,4a,4b（注 4）	1～4		各 2	
卒業研究 関連科目	課題研究 A, B, C（ゼミナール）	3	2		
	卒業研究	4	4		

注 1 … 2 科目のうち 1 科目 2 単位以上を選択履修してください。

注 2 … 国語，社会，算数，理科，生活科，家庭科の 6 教科中 5 教科以上を選択履修してください。

注 3 … その他「初等教育関連」の科目の履修についての注意

上記の科目は小学校教員を希望する学生を対象とした科目です。電子シラバスを参照して受講してください。なお，これらの科目は「教育総合科目」「教育環境科目」ではなく，「その他」の区分で増加単位扱いとなりますので注意してください。

注 4 … 初等教育フィールドワーク研究（1，2，3，4）はそれぞれ 1 年次生，2 年次生，3 年次生，4 年次生を対象に開講されます。

2. 中学校教職関連科目

教科教育コースの授業科目として次の中学校教職関連科目が開講されます。教科教育コースの学生は、「中学校共通科目」から11単位以上と所属する専門領域の「教科教育法に関する科目」から6単位を合わせて、17単位以上履修してください。

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
中学校共通科目	教育課程・教育方法論（中）	2～4	2		注1
	特別活動論（中）	2～4	2		
	道德教育の理論と方法（中）	2～4	2		
	生徒・進路指導論	2～4	2		
	教育相談の基礎と方法（中）	2～4		2	
	教育実習Ⅱ 事前指導・事後指導	3	1		
	教育実習Ⅱ（中学校）	3	2		
教科教育法に関する科目	中等国語科教育法A	2	2		
	中等国語科教育法B	2	2		
	中等国語科教育法C	2	2		
	中等国語科教育法D	2		2	
	中等社会科教育法	2～3	2		注2
	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2～4		2	
	社会科・地理歴史科教育法Ⅱa	2～4		2	
	社会科・公民科教育法Ⅰ	2～4		2	
	社会科・公民科教育法Ⅱ	2～4		2	
	中等数学科教育法A	2	2		
	中等数学科教育法B	3	2		
	中等数学科教育法C	3	2		
	中等数学科教育法D	4		2	
	中等理科教育法A	2	2		
	中等理科教育法B	2	2		
	中等理科教育法C	2	2		
	中等理科教育法D	2		2	
	中等音楽科教育法A	2	2		
	中等音楽科教育法B	2	2		
	中等音楽科教育法C	2	2		
	中等音楽科教育法D	2		2	
	中等美術科教育法A	2	2		
	中等美術科教育法B	2	2		
	中等美術科教育法C	3	2		
	中等美術科教育法D	3		2	
	中等保健体育科教育法A	2	2		
	中等保健体育科教育法B	2	2		
	中等保健体育科教育法C	2	2		
	中等保健体育科教育法D	2		2	
	中等技術科教育法A	2	2		
	中等技術科教育法B	2	2		
	中等技術科教育法C	3	2		
	中等技術科教育法D	3		2	
	中等家庭科教育法A	2	2		
	中等家庭科教育法B	2	2		
	中等家庭科教育法C	2	2		
	中等家庭科教育法D	3		2	
	中等英語科教育法A	2～3	2		注3
	中等英語科教育法B	2～3	2		
	中等英語科教育法C	2～4		2	
	中等英語科教育法D	2～4		2	
	中等英語科教育法E	2～4		2	
	書道科教育法A	2～4	2		注4
	書道科教育法B	2～4	2		
	工業科教育法Ⅰ	3～4	2		
	工業科教育法Ⅱ	3～4	2		

その他 (注5)	中等教育フィールドワーク研究 a, b	2～4		各2	
-------------	------------------------	-----	--	----	--

注1…「教育課程・教育方法論(中)」は所属する専門領域で開講するものを履修してください。
人間形成、特別支援教育コースの学生は取得を希望する教科で開講するものを履修してください。

注2…「社会」の教員免許状を取得する場合

中等社会科教育法2単位と社会科・地理歴史科教育法ⅠおよびⅡaの計6単位、あるいは
中等社会科教育法2単位と社会科・公民科教育法ⅠおよびⅡの計6単位を履修してください。

注3…「英語」の教員免許状を取得する場合

中等英語科教育法A, Bで計4単位の他に、中等英語科教育法C, D, Eより1科目
2単位以上の計6単位以上を履修してください。

注4…「国語」、「書道」の教員免許状を取得する場合

① 「国語」のみを取得する場合

中等国語科教育法を6単位履修してください。

② 「国語」および「書道」の教員免許状を取得する場合

中等国語科教育法A, B, Cより1科目2単位と書道科教育法4単位の計6単位を履修
してください。

注5…「その他」の区分の科目については、重複履修することができます。なお、これらの科目
は「その他」の区分で増加単位扱いとなりますので注意してください。

3. 専門領域科目

(1) 人間形成コース

人間形成コースでは、各専門領域に応じて、次に示す専門領域科目から26単位以上を修得しなければなりません。

教育基礎

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
教育基礎科目	教育人間学	2～4		2	18単位以上選択
	現代教育思想論	2～4		2	
	教師教育論	2～4		2	
	学校社会論	2～4		2	
	発達社会学	2～4		2	
	生徒指導	2～4		2	
	青少年問題論	2～4		2	
	教育史	2～4		2	
	環境教育論Ⅰ	2～4		2	
	環境教育論Ⅱ	2～4		2	
	教育行財政学	2～4		2	
	教育と法	2～4		2	
	現代社会と生涯学習Ⅰ	2～4		2	
	現代社会と生涯学習Ⅱ	2～4		2	
	教育基礎課題研究 A (注1)	2		2	
	教育基礎課題研究 B	2		2	
	教育基礎課題研究 C	3		2	
その他関連科目	その他の科目(注2)			8以下	
合 計				26以上	

注1 「教育基礎課題研究 A」は、重複履修が可能ですが、その際に2単位を上回る単位は増加単位となります。

注2 「その他関連科目」は、①専門領域科目のうち中学校等の教員免許状取得に必要な授業科目、および②日本語教育単位修得に必要な授業科目、③博物館学芸員資格取得に必要な授業科目です。

心理発達

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
心理発達科目	心理統計法	2	2		
	教育データ解析	3	2		
	心理学基礎実験	2	2		
	心理査定実習	2	2		
	心理学特殊実験演習	3	2		
	生涯発達心理学	2～4		2	2単位以上
	認知発達心理学	2～4		2	選択
	教授・学習心理学	2～4		2	2単位以上
	学習動機づけ論	2～4		2	選択
	性格心理学	2～4		2	2単位以上
	学校社会心理学	2～4		2	選択
	臨床心理学	2～4		2	
	教育相談学	2～4		2	2単位以上
	心理療法論	2～4		2	選択
	精神医学	2～4		2	
その他関連科目	犯罪臨床心理学	2～4		2	
	児童学	2～4		2	
	体育心理学	2～4		2	
	発達言語心理学	2～4		2	
	知的障害の心理	2～4		2	
	聴覚障害の心理	2～4		2	
	肢体不自由児の心理・生理・病理	2～4		2	
	生徒・進路指導論	2～4		2	
	教育相談の基礎と方法(中)	2～4		2	
合 計			26以上		

注…その他関連科目について

1. 中学校教諭免許状、特別支援学校教諭免許状を取得するための科目として修得する場合は、「その他関連科目」として認めません。
2. 卒業に必要な単位として、認められる単位数は4単位までです。

日本語教育

この専門領域では、日本語という一言語を通じて世界の人々が相互に理解し、助け合い、共生できるようにするために日本語教育に関する基礎実践的な方法を学びます。開設授業科目は、発音、文法、文字などの日本語に関する基礎的科目と、日本語教授法、教材研究などの日本語教育の実践的方法に関する科目が主になりますが、外国人児童・生徒に対する日本語教育実習を横浜市内の小学校や本学留学生センター等で行います。異なる言語や文化を持つ21世紀の人間社会において相互に理解、扶助、共生する方法を探るのがこの専門領域の目標です。

なお、このプログラムは、国立大学の日本語教員養成学科・課程の設置（1985年）に伴って文部省が示した「学部日本語教育副専攻課程の標準的教育内容（26単位以上）」に準拠したものであり、所定の単位を修得したのものには修了書を授与します。

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
日本語教育科目	日本語教育概論	2	2		
	日本語教授法講義	3	2		
	日本語教授法演習	4	4		
	日本語教育教材論（注1）	2～3		2	2単位以上
	日本語教育評価法（注1）	2～3		2	選択
	言語学基礎講義（注1）	2～3	2		
	日本語音声学（注1）	2～3	2		
	日本語文法論（注1）	2～3	2		
	日本語学概説	2～3	2		
	発達言語心理学	2～4		2	2単位以上
	*言語学特講	2～4		2	選択
	国際学ⅠA（国際日本学）	2～4		2	
	共生社会論ⅡB（国際社会学）	3～4		2	2単位以上
	日本文学講義ⅡA	2～4		2	選択
	日本文学講義ⅡB	2～4		2	
	言語学演習Ⅰ	3		2	4単位以上
	言語学演習Ⅱ	3		2	選択
	異文化間教育論演習	3		2	
合 計			26以上		

- ・ 授業科目に*のある科目は年度および教員が違えば重複履修が可能です。
- ・ 注1の科目は隔年開講になる場合があります。

(2) 教科教育コース

所属する専門領域に応じ、「中学校」と記載がある表に掲載された授業科目（専門領域ごとに示されている下表の授業科目）から、必修、免許取得上必修、選択必修の指定がある授業科目（以下「必修等の授業科目」という。）を20単位以上、および前掲の「中学校教職関連科目（P.22）」から17単位以上を修得してください。

所属する専門領域以外の教員免許状取得を希望する者は、取得可能かどうか等を、各専門領域の教員に相談してください。なお、取得に必要な単位については、次節「4.」P.43に詳しく記載してあります。

国 語

中学校・高等学校「国語」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語学概説	2～4	2		
	日本語史 A	2～4		2	*
	日本語史 B	2～4		2	*
	日本語学演習	3～4		2	*
国文学（国文学史を含む。）	日本文学講読ⅠA	2～4		2	*2単位
	日本文学講読ⅠB	2～4		2	*以上選択
	日本文学講読ⅡA	2～4		2	*2単位
	日本文学講読ⅡB	2～4		2	*以上選択
	日本文学講義ⅠA	2～4		2	*
	日本文学講義ⅠB	2～4		2	*
	日本文学講義ⅡA	2～4		2	*
	日本文学講義ⅡB	2～4		2	*
	日本文学演習Ⅰ	3～4		2	*
	日本文学演習Ⅱ	3～4		2	*
漢文学	中国古典文学講読 A	2～4		2	*2単位
	中国古典文学講読 B	2～4		2	*以上選択
	中国古典文学講義 A	2～4		2	*
	中国古典文学講義 B	2～4		2	*
	中国古典文学演習	3～4		2	*
書道（書写を中心とする。）	書写実技	2	4		
	書法ⅠA	2～4		2	*
	書法ⅠB	2～4		2	*
	書法ⅡA	2～4		2	*
	書法ⅡB	2～4		2	*
	書道史	2～4		2	*
	書論・鑑賞	2～4		2	*
その他関連科目	国語教育演習Ⅰ	3		2	*
	国語教育演習Ⅱ	3		2	*

注…表中「備考」欄に*のマークのある科目については、隔年開講です。

注…日本文学講読Ⅰ・Ⅱ，および中国古典文学講読は，それぞれいずれかを必ず履修すること。

注…日本語学演習，日本文学演習Ⅰ・Ⅱ，および中国古典文学演習のうちから1つ以上履修すること。

注…表中「その他関連科目」の科目は教員免許状取得に必要な単位には算入できません。

高等学校「書道」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
書道（書写を含む。）	書写実技	2	4		
	書法ⅠA	2～4		2	*
	書法ⅠB	2～4		2	*
	書法ⅡA	2～4		2	*
	書法ⅡB	2～4		2	*
書道史	書道史	2～4	2		*
「書論・鑑賞」	書論・鑑賞	2～4	2		*
「国文学，漢文学」	日本文学講読ⅠA	2～4		2	* 2単位
	日本文学講読ⅠB			2	* 以上選択
	日本文学講読ⅡA	2～4		2	* 2単位
	日本文学講読ⅡB			2	* 以上選択
	日本文学講義ⅠA	2～4		2	*
	日本文学講義ⅠB	2～4		2	*
	日本文学講義ⅡA	2～4		2	*
	日本文学講義ⅡB	2～4		2	*
	日本文学演習Ⅰ	3～4		2	*
	日本文学演習Ⅱ	3～4		2	*
	中国古典文学講読A	2～4		2	* 2単位
	中国古典文学講読B	2～4		2	* 以上選択
	中国古典文学講義A	2～4		2	*
	中国古典文学講義B	2～4		2	*
	中国古典文学演習	3～4		2	*
その他関連科目	国語教育演習Ⅰ	3		2	*
	国語教育演習Ⅱ	3		2	*

注…表中「備考」欄に*のマークのある科目については，隔年開講です。

注…表中「その他関連科目」の科目は教員免許状取得に必要な単位には算入できません。

※国語領域以外の学生が高等学校「書道」の免許状を取得する場合は P.29 を参照ください。

国語領域以外の学生で、「国語」および「書道」の免許状を取得する者は、以下に示す単位を満たすようにしてください。

＜国語領域以外の学生で中学校の「国語」（１種）免許状を取得する者＞

- 1 中学校「国語」の専門科目「国語学、国文学、漢文、書道」で各領域１単位以上、２０単位以上
- 2 中等国語科教育法 6 単位
- 3 中学校「国語」の専門科目もしくは教育総合科目のうち履修していない「教育社会学」「教育経営」「生涯学習概論」「特別支援教育入門」、または中学校教職関連科目の「教育相談の基礎と方法（中）」から合計 4 単位 [「卒業研究」不足分]
- 4 中学校教職関連科目の中学校共通科目 1 1 単位(人間形成コースおよび特別支援教育コース学生)

＜国語領域以外の学生で高校の「国語」免許状を取得する者＞

- 1 国語の専門科目のうち、「国語学、国文学、漢文学」で各領域１単位以上、合計 2 0 単位以上 [「書写実技」を含め、書道科目は免許科目になりません。]
- 2 中等国語科教育法 6 単位
- 3 国語の専門科目のうち、「国語学、国文学、漢文学」領域の科目もしくは教育総合科目のうち履修していない「教育社会学」「教育経営」「生涯学習概論」「特別支援教育入門」、または中学校教職関連科目の「教育相談の基礎と方法（中）」から合計 4 単位 [「卒業研究」不足分]
- 4 中学校教職関連科目の中学校共通科目 1 1 単位(人間形成コースおよび特別支援教育コース学生)

＜国語領域以外の学生で高校の「書道」免許状を取得する者＞

- 1 書道の専門科目「書道、書道史」、「書論・鑑賞」および「国文学、漢文学」で各領域 1 単位以上、合計 2 0 単位以上
- 2 書道科教育法 4 単位
- 3 書道の専門科目もしくは教育総合科目のうち履修していない「教育社会学」「教育経営」「生涯学習概論」「特別支援教育入門」、または中学校教職関連科目の「教育相談の基礎と方法（中）」から合計 6 単位 [書道科教育法不足分の 2 単位＋「卒業研究」不足分の 4 単位]
- 4 中学校教職関連科目の中学校共通科目 1 1 単位(人間形成コースおよび特別支援教育コース学生)

社 会

中学校「社会」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
日本史及び外国史	日本史概論Ⅰ	2～4	2単位	2	隔年開講
	日本史概論Ⅱ	2～4	以上	2	
	世界史概論Ⅰ	2～4	2単位	2	隔年開講
	世界史概論Ⅱ	2～4	以上	2	隔年開講
	世界史概論Ⅲ	2～4		2	
	考古学概論	2～4		2	隔年開講
	日本史史料講読A, B	2～4		各2 ^(注)	
	世界史史料講読A, B	2～4		各2 ^(注)	
	現代史史料講読A, B	2～4		各2 ^(注)	
	古文書実習	2～4		2	
	日本史演習A, B	2～4		各2 ^(注)	
	世界史演習A, B	2～4		各2 ^(注)	
	現代史演習A, B	2～4		各2 ^(注)	
	日本史特論	2～4		2	隔年開講
	多元文化論ⅡC(社会文化史)	2～4		2	
地理学(地誌を含む。)	世界史特論	2～4		2	随時開講
	社会科教育史演習A, B	2～4		各2 ^(注)	
	人文地理学	2～4		2	
	人文地理学演習A, B	2～4		各2 ^(注)	
	自然地理学	2～4		2	
	自然地理学演習A, B	2～4		各2 ^(注)	
	地理学実験実習	2～4		2	
	地理学野外実習Ⅰ	2～4		2	隔年開講
	地理学野外実習Ⅱ	2～4		2	隔年開講
	地誌学A	2～4	2単位	2	隔年開講
「法律学,政治学」	地誌学B	2～4	以上	2	隔年開講
	社会科教育授業論演習A, B	2～4		各2 ^(注)	
	法学概論	2～4	2		
	国際法	2～4		2	
	憲法	2～4		2	隔年開講
	法学演習A, B	2～4		各2 ^(注)	
	国際学ⅠB(政治学)	2～4		2	随時開講
「社会学,経済学」	国際学ⅡB(国際関係論)	2～4		2	随時開講
	経済学概論	2～4	2		
	国際経済論	2～4		2	
	経済学特論	2～4		2	随時開講
	消費生活論	2～4		2	
	経済学演習A, B	2～4		各2 ^(注)	
	消費生活論演習A, B	2～4		各2 ^(注)	
「哲学,倫理学,宗教学」	哲学概論	2～4	2単位	2	
	哲学特論	2～4	以上	2	
	倫理学概論	2～4		2	
	倫理学特論	2～4		2	
	哲学史	2～4		2	
	倫理学演習A, B	2～4		各2 ^(注)	

(注)「史料講読」及び「演習」科目の履修の順序等については、各担当教員の指示に従うこと。

高等学校「地理歴史」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
日本史	日本史概論Ⅰ	2～4	2単位	2	隔年開講
	日本史概論Ⅱ	2～4	以上	2	
	日本史史料講読A, B	2～4		各2 ^(注1)	隔年開講
	現代史史料講読A, B	2～4		各2 ^(注1)	
	日本史演習A, B	2～4		各2 ^(注1)	
	現代史演習A, B	2～4		各2 ^(注1)	
	日本史特論	2～4		2	
	古文書実習	2～4		2	
	多元文化論ⅡC(社会文化史)	2～4		2	隔年開講
	考古学概論	2～4		2	
外国史	世界史概論Ⅰ	2～4	2単位	2	隔年開講
	世界史概論Ⅱ	2～4	以上	2	隔年開講
	世界史概論Ⅲ	2～4		2	
	世界史史料講読A, B	2～4		各2 ^(注1)	随時開講
	世界史演習A, B	2～4		各2 ^(注1)	
	世界史特論	2～4		2	
	社会科教育史演習A, B	2～4		各2 ^(注1)	
人文地理学及び 自然地理学	人文地理学	2～4	2		隔年開講 隔年開講
	人文地理学演習A, B	2～4		各2 ^(注1)	
	自然地理学	2～4	2		
	自然地理学演習A, B	2～4		各2 ^(注1)	
	地理学実験実習	2～4		2	
	地理学野外実習Ⅰ	2～4		2	
	地理学野外実習Ⅱ	2～4		2	
	社会科教育授業論演習A, B	2～4		各2 ^(注1)	
地誌	地誌学A	2～4	2単位	2	隔年開講
	地誌学B	2～4	以上	2	隔年開講

高等学校「公民」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
「法学(国際法を含む。),政治学(国際政治を含む。)」	法学概論	2～4	2		隔年開講
	国際法	2～4	2		
	憲法	2～4		2	
	法学演習A, B	2～4		各2 ^(注1)	随時開講 随時開講
	国際学ⅠB(政治学)	2～4		2 ^(注2)	
	国際学ⅡB(国際関係論)	2～4		2 ^(注2)	
「社会学,経済学(国際経済を含む。)」	経済学概論	2～4	2		随時開講
	国際経済論	2～4	2		
	経済学特論	2～4		2	
	経済学演習A, B	2～4		各2 ^(注1)	
	消費生活論	2～4		2	
	消費生活論演習A, B	2～4		各2 ^(注1)	
「哲学,倫理学,宗教学,心理学」	哲学概論	2～4	2単位 以上	2	
	哲学特論	2～4		2	
	倫理学概論	2～4		2	
	倫理学特論	2～4		2	
	哲学史	2～4		2	
	倫理学演習A, B	2～4		各2 ^(注1)	

(注1)「史料講読」及び「演習」科目の履修の順序等については、各担当教員の指示に従うこと。

(注2)教育職員免許法施行規則上、高等学校「公民」免許を取得する場合、必ずしも政治学分野の科目を履修する必要はない。ただし政治学分野の科目を履修したい場合には、「国際学ⅠB(政治学)」と「国際学ⅡB(国際関係論)」を併せて履修しなければならない。

社会領域所属の学生で高等学校の「地理歴史」「公民」の免許状を取得する者へ

中学校「社会」の免許状取得に必要な科目の他に，次の１と２を満たすこと

- １．地理歴史，公民それぞれについて教科に関する科目を２０単位以上
- ２．地理歴史，公民それぞれについて教育法を４単位

※ 他領域所属の学生も上に準じますが，詳しくは社会科教育講座・講座代表に問い合わせてください。

数 学

中学校・高等学校「数学」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
代数学	代数学Ⅰ	2	2		
	代数学Ⅱ	2		2	
	代数学Ⅲ	3		2	
幾何学	幾何学Ⅰ	2	2		
	幾何学Ⅱ	2		2	
	幾何学Ⅲ	3		2	
	数学演習	4		2	
解析学	解析学Ⅰ	2	2		
	解析学Ⅱ	2		2	
	解析学Ⅲ	3		2	
「確率論,統計学」	確率・統計Ⅰ	3	2		
	確率・統計Ⅱ	4		2	
コンピュータ	コンピュータ概論Ⅰ	3	2		

注意事項

代数学Ⅰ，幾何学Ⅰ，解析学Ⅰ，確率・統計Ⅰの各科目の履修が各科目Ⅱ以降の履修開始条件です。

理 科

中学校・高等学校「理科」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
物理学	物理学概説Ⅰ	2	1		*
	物理学概説Ⅱ	2	2		
	物理学特講Ⅰ	3～4		2	
	物理学特講Ⅱ	3～4		2	
	物理学総合演習	4		2	
物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	2	2		*
化学	化学概説Ⅰ	2	1		*
	化学概説Ⅱ	2	2		
	化学特講Ⅰ	3～4		2	
	化学特講Ⅱ	3～4		2	
	化学総合演習	4		2	
化学実験(コンピュータ活用を含む。)	化学実験(コンピュータ活用を含む。)	2	2		*
生物学	生物学概説Ⅰ	2	1		*
	生物学概説Ⅱ	2	2		
	生物学特講Ⅰ	3～4		2	
	生物学特講Ⅱ	3～4		2	
	生物学総合演習	4		2	
生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	2	2		*
地学	地学概説Ⅰ	2	1		*
	地学概説Ⅱ	2	2		
	地学特講Ⅰ	3～4		2	
	地学特講Ⅱ	3～4		2	
	地学総合演習	4		2	
地学実験(コンピュータ活用を含む。)	地学実験(コンピュータ活用を含む。)	2	2		*
その他関連科目	理科教育特講Ⅰ	3～4		2	
	理科教育特講Ⅱ	3～4		2	
	理科教育総合演習	4		2	

注…教育実習の履修より前に備考欄*の付いた各科目を全て履修していること。

音 楽

中学校・高等学校「音楽」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
ソルフェージュ	ソルフェージュ	2	2		
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	声 楽Ⅰ	2	2		
	声 楽Ⅱ	2		2	
	声楽演習Ⅰ	3		2	
	声楽演習Ⅱ	4		2	
	合 唱Ⅰa	2～4	1		
	合 唱Ⅰb	2～4	1		
	合唱演習	3～4		2	
器楽（合奏及び伴奏ならびに和楽器を含む。）	ピアノⅠ	2	2		
	ピアノⅡ	2		2	
	ピアノ演習Ⅰ	3		2	
	ピアノ演習Ⅱ	4		2	
	器楽合奏Ⅰ（管弦打等）	2～4		2	
	器楽合奏Ⅱ（和楽器）	2～4	2		
指揮法	指揮法	3	2		
音楽理論，作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	音楽理論	2		2	
	作曲法Ⅰ	3	2		
	作曲法Ⅱ	4		2	
	音楽史概説Ⅰ	2	2		
	音楽史概説Ⅱ	2～4		2	
その他関連科目	合唱指導法	3		2	

注…表中「その他関連科目」は，教員免許状取得に必要な単位に算入できません。

美術

中学校・高等学校「美術」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
絵画（映像メディア表現を含む。）	絵画実技Ⅰ	2	1		
	絵画実技Ⅱ	2	1		
	絵画実技Ⅲ	3～4		2	
	絵画実技Ⅳ	3～4		2	
彫 刻	彫刻実技Ⅰ	2	1		
	彫刻実技Ⅱ	2	1		
	彫刻実技Ⅲ	3～4		2	
	彫刻実技Ⅳ	3～4		2	
デザイン（映像メディア表現を含む。）	構成デザイン実技Ⅰ	2	1		
	構成デザイン実技Ⅱ	2	1		
	構成デザイン実技Ⅲ	3～4		2	
	デザイン概論	3～4		2	
工 芸	構成工芸実技Ⅰ	2	1		
	構成工芸実技Ⅱ	3～4		1	
	造形図学Ⅰ	2	2		
	造形図学Ⅱ	3～4		2	
	工芸製作実技	3～4		2	随時開講
	工芸製作	3～4		2	随時開講
美術理論及び美術史（鑑賞ならびに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	美術理論	3		2	
	美術史	3	2		
	美術鑑賞	3～4		2	隔年開講
	美術史実地指導	3～4		2	隔年開講

注…高等学校「美術」の科目区分には「工芸」は含まれません。高等学校「美術」の免許を取得するには、工芸以外の「絵画、彫刻、デザイン、美術理論及び美術史」で各領域1単位以上、合計20単位以上修得してください。

保健体育

中学校・高等学校「保健体育」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
体育実技	器械運動（実習）	2		1	1 単位以上 選択
	陸上競技（実習）	2		1	
	水泳（実習）	2		1	
	ダンス（実習）	2		1	
	バレーボール（実習）	3		1	
	バスケットボール（実習）	2		1	
	テニス（実習）	3		1	
	柔道（実習）	2		1	
	剣道（実習）	2		1	
	野外活動（実習）	3		1	
「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。）	体育心理学	2		2	2 単位以上 選択
	体育社会学	2		2	
	運動方法学	2	2		
	体力科学	2		2	
	野外レクリエーション論	3		2	
	バイオメカニクス	3		2	
	トレーニング論	2		2	
	トータル・コンディショニング	3		2	
生理学（運動生理学を含む。）	運動生理学	2	2		
	解剖生理学	2		2	
	栄養学	2		2	
衛生学及び公衆衛生学	衛生学・公衆衛生学	3	2		
	環境と人間	3		2	
学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）	学校保健・小児保健（精神保健を含む）	2	2		偶数年開講 奇数年開講
	安全教育・救急処置	3		2	
	健康教育	3		2	
	健康管理学	3		2	
	健康社会学	3		2	

技 術

中学校「技術」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
木材加工（製図及び実習を含む。）	木材加工学及び実習Ⅰ（製図を含む）※	2	2		
	木材加工学及び実習Ⅱ（製図を含む）	3～4		1	
	木材材料学	3～4		2	
	木材加工学演習	3		2	
金属加工（製図及び実習を含む。）	金属加工学及び実習（製図を含む）※	2	2		
機械（実習を含む。）	機械通論及び実習	3～4	2		
	機械基礎	3～4		2	
	機械基礎演習	3		2	
電気（実習を含む。）	基礎電気学及び実習※	2	2		
	電気基礎	3～4		2	
	電気基礎演習	3		2	
栽培（実習を含む。）	栽培学及び実習※	2	2		
情報とコンピュータ（実習を含む。）	情報基礎及び実習	3	1		

中学校技術科教育実習前に※のついた各科目の単位を修得していることが望ましい。

高等学校「工業」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
工業の関係科目	木材加工学及び実習Ⅰ（製図を含む）	2～4	2		
	木材加工学及び実習Ⅱ（製図を含む）	3～4		1	
	木材材料学	3～4		2	
	木材加工学演習	3		2	
	木材工学	3～4		2	
	金属加工学及び実習（製図を含む）	2～4	2		
	機械通論及び実習	3～4	2		
	機械基礎	3～4		2	
	機械基礎演習	3		2	
	ものづくり基礎工学	2～4		2	
	基礎電気学及び実習	2～4	2		
	電気基礎	3～4		2	
	電気基礎演習	3		2	
	電子情報基礎演習	4		2	
	情報基礎及び実習	3	1		
職 業 指 導	職業指導	3～4	2		

※高等学校「工業」の免許を取得する場合は、授業科目区分「工業の関係科目」から28単位、「職業指導」から2単位、工業科教育法4単位、教育実習Ⅱが必要です。

家庭科

中学校「家庭」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	家庭経営学（家庭経済学を含む） 家族関係学 消費生活論	2 2 3～4	2 2	2	
被服学（被服製作実習を含む。）	被服学 被服造形学及び実習Ⅰ 被服造形学及び実習Ⅱ	3 2 3～4	2 2	2	
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	栄養学 食品学 調理学及び実習Ⅰ 調理学及び実習Ⅱ 食物学実験	2 3 2 3～4 3～4	2 2 2	2 2	隔年開講
住居学	住居学（製図を含む） 住居学演習	2 3～4	2	2	
保育学（実習を含む。）	保育学（実習及び家庭看護を含む） 児童学	2 3～4	2	2	
その他関連科目	生活情報処理 家庭電気	3～4 2～4		2 2	

注…「その他関連科目」に分類された科目は卒業単位にはなりますが、中学校「家庭」免許状に必要な専門科目の単位数には算入されません。

高等学校「家庭」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	家庭経営学（家庭経済学を含む） 家族関係学 消費生活論	2 2 3～4	2 2	2	
被服学（被服製作実習を含む。）	被服学 被服造形学及び実習Ⅰ 被服造形学及び実習Ⅱ	3 2 3～4	2 2	2	
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	栄養学 食品学 調理学及び実習Ⅰ 調理学及び実習Ⅱ 食物学実験	2 3 2 3～4 3～4	2 2 2	2 2	隔年開講
住居学（製図を含む。）	住居学（製図を含む） 住居学演習	2 3～4	2	2	
保育学（実習及び家庭看護を含む。）	保育学（実習及び家庭看護を含む） 児童学	2 3～4	2	2	
家庭電気・機械及び情報処理	生活情報処理 家庭電気	3～4 2～4	2 2		

注…中学校「家庭」（１種）免許状取得に必要な科目の他に、「生活情報処理」と「家庭電気」を履修する必要があります。

英 語

中学校・高等学校「英語」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
英語学	英語学講義Ⅰ（英語学概論）	2～4	2		選択科目から2単位以上選択
	英語学講義Ⅱ（英文法）	2～4		2	
	英語学講義Ⅲ（音声学）	2～4	2		
	英語学演習Ⅰ（文法・意味）	2～4		2	隔年開講
	英語学演習Ⅱ（発音指導）	2～4		2	
	応用言語学講義Ⅰ	2～4		2	隔年開講
	応用言語学演習Ⅰ	2～4		2	
英米文学	英米文学講義Ⅰ（英文学概論）	2～4	2		選択科目から2単位以上選択
	英米文学講義Ⅱ（米文学概論）	2～4	2		
	英米文学演習Ⅰ（英文学）	2～4		2	
	英米文学演習Ⅱ（米文学）	2～4		2	
英語コミュニケーション	ライティングⅠ	2～4	2		選択科目から2単位以上選択
	ライティングⅡ a	2～4		2	
	ライティングⅡ b	2～4		2	
	オーラル・コミュニケーションⅠ	2～4	2		
	オーラル・コミュニケーションⅡ a	2～4		2	
	オーラル・コミュニケーションⅡ b	2～4		2	
異文化理解	地域研究講義Ⅰ（英国）	2～4		2	2単位以上選択
	地域研究講義Ⅱ（米国）	2～4		2	
	地域研究演習Ⅰ（英国）	2～4		2	
	地域研究演習Ⅱ（米国）	2～4		2	

(3) 特別支援教育コース

特別支援教育コースでは、次の表の教員免許状取得上必修とされている授業科目を含め、合計 35 単位以上を修得しなければなりません。

授業科目区分		授 業 科 目	履修 年次	主 免 許		副免（１種）		副免（２種）		
				必修	選択	必修	選択	必修	選択	
特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育概論	１～４	２		２		２		
特別支援教育に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	障害児の生理と病理	２～４	２		２		２		
		知的障害の心理	２～４	２		２		２		
		肢体不自由児の心理・生理・病理	２～４	２		２			２	
		神経・精神医学概論	２～４	２		２			２	
	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害児の教育	１～４	２		２		２		
		知的障害児の教育課程	１～４	２		２		２		
		障害児運動教育指導論	２～４	２		２			２	
		病弱児指導論	２～４	２		２			２	
	その他	特別支援教育アセスメント演習	２	２						
		特別支援教育研究法演習	２	２						
		特別支援教育特講	２	２						
		自立活動	２～４		２		２	２		
		発達言語心理学	２～４		２		２		２	
		聴覚障害と行動理論入門	１～４		２		２		２	
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害児の教育	２～４	２	１	２	１	１		
		聴覚障害の心理	２～４	２		２				
		LD 等教育総論	２～４	２		２				
		重複障害児の指導	２～４	２		２				
		視覚聴覚障害	２～４							
心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実習		教育実習Ⅲ（事前指導，事後指導を含む）	３	３		３		３		
合 計				３５以上		２９以上		２０以上		

注 1…「特別支援教育特講」、「特別支援教育アセスメント演習」及び「特別支援教育研究法演習」は、特別支援教育コースの学生のみが履修できます。

注 2…特別支援教育コース以外の学生が、特別支援学校教諭 1 種免許状あるいは 2 種免許状の取得を希望する場合は、副免許状の必修とされた授業科目をすべて履修し、選択科目についても可能な範囲で履修することが望ましい。履修に当たっては必ず講座で実施する副免履修者のためのオリエンテーションに参加してください。

注 3…特別支援学校での教育実習を履修するためには、「知的障害児の教育」、「知的障害の心理」、「障害児の生理と病理」、「知的障害児の教育課程」、「特別支援教育概論」の中から、3 科目以上の単位を修得していることが望ましい。

注 4…特別支援教育コースの学生で免許状に定められた教育の領域に「聴覚障害者に関する教育の領域」を追加したい場合は、次頁の心理・生理・病理の 3 科目から 2 科目以上、教育課程・指導法の 4 科目から 2 科目以上履修すること。「聴覚障害と行動理論入門」を除き、いずれも集中で開講されるので、開講日に注意すること（42 頁表参照）。

注 5…特別支援教育コースの専門科目のうち、「特別支援教育概論」、「知的障害児の教育」、「知的障害児の教育課程」、「聴覚障害と行動理論入門」については 1 年次から履修することができます。

※ 4 1 頁注 4 関連表。

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位
心理・生理・病理	聴覚障害と行動理論入門	1 ～ 4	2
	聴覚障害児の聴覚活用と参加の支援	2 ～ 4	2
	ろうの歴史と文化	2 ～ 4	2
教育課程・指導法	聴覚障害乳幼児教育の実際	2 ～ 4	2
	聴覚障害者の高等教育	2 ～ 4	2
	聴覚障害児の言語指導	2 ～ 4	2
	聴覚障害児の教育	2 ～ 4	1

4. 所属する専門領域で取得しなければならない教科以外の教員免許状の取得について

1. 中学校1種免許状の取得について

所属する専門領域で取得しなければならない教科以外の中学校1種および高等学校1種免許状を取得するには、次の科目の単位を修得しなければなりません。

- (1) 取得しようとする教科の各授業科目区分からそれぞれ1単位以上必修を含め計20単位以上
- (2) 取得しようとする教科の専門科目もしくは教育総合科目のうち履修していない「教育社会学」「教育経営」「生涯学習概論」「特別支援教育入門」、または中学校教職関連科目の「教育相談の基礎と方法（中）」から合計4単位
- (3) 取得しようとする教科の中等教科教育法6単位
- (4) 中学校教職関連科目の中学校共通科目11単位（人間形成コースおよび特別支援教育コースの学生）

2. 中学校2種免許状の取得について

所属する専門領域で取得しなければならない教科以外の中学校2種免許状を取得するためには、次の科目の単位を修得しなければなりません。

- (1) 取得しようとする教科の各授業区分からそれぞれ1単位以上必修を含め計10単位以上
- (2) 取得しようとする教科の中等教科教育法2単位
- (3) 中学校教職関連科目の中学校共通科目11単位（人間形成コースおよび特別支援教育コースの学生）

3. 教育職員免許法施行規則に定められている科目を履修するにあたり、専門領域によっては上記の単位では不足する場合があります。詳しくは免許状取得を希望する教科のページを参照のうえ、各専門領域の教員に相談してください。

人間文化課程

自分を超え、世界を知り、新たな知を発信する

現代の文化・社会の抱える複雑な課題の発見と対話，そして解決へと導く能力，文化・社会の持続的発展のための企画立案・運営能力，異文化理解とその媒介者として貢献できる活動・折衝のための能力などを備えた人材を養成すること—これが，人間文化課程の掲げる目標です。そのために，ローカルかつグローバルなフィールドを重層的に設定しながら，文化・芸術，人文・社会科学といった複数のアプローチに基づいて，グローバル化する社会への取り組みを考えていきます。

人間文化課程のカリキュラムの軸は，①スタジオ教育と，②芸術文化・社会文化の二つのコースからなる専門講義科目群です。1年次秋学期から3年次秋学期まで必修となる「スタジオ科目」では，複数の教員とともに異なる学年の学生，複数のゼミが協働して課題を設定し，取材や実践を重ねながら，プロダクトやイベントといったかたちで社会への発信を図ります。映像や音楽の実践，地域連携プロジェクト，国内外でのグローバル・ 이슈を発見するフィールド・ツアーの企画，アートや文学を手掛かりにした思索など，多様な実践の可能性が広がっています。

こうしたスタジオでの実践を支えるのは，「芸術文化コース」「社会文化コース」のふたつの専門科目講義群です。芸術文化コースでは，創造都市横浜からひろがる芸術・メディア文化の創造と発信，サブカルチャーを含めた文芸，映像，音響，現代アートなどの芸術文化分野について，その歴史と現在を深く学びます。社会文化コースでは，共生社会論，多元文化論，国際学，異文化理解，社会分析といった分野から，今日の国際社会や諸地域の文化が抱える多元的な状況について，その基盤から探究・分析していきます。

また，人間文化課程では1年次に必修専門科目「人間文化基礎論」「文化リテラシー基礎論」を用意します。芸術文化・社会文化の2コースを横断する基礎的な専門教育を複数の教員から受けることで，その後のスタジオおよびコース選択，さらには3年次からの「演習」とそれに続く4年次の卒業研究へのスムーズな導入をはかります。

スタジオ科目と専門科目群を通して身につけられる，幅広い専門知識と深い考察に裏打ちされた実践力は，将来文化創造の現場や創作活動の支援，異文化間の媒介や地域社会への貢献といった，幅広い分野で活かされていくことでしょう。

I. 授業科目履修に関する事項

1. 履修基準（卒業要件）

人間文化課程を卒業するためには、次の諸条件を満たさなくてはなりません。

- (1) 下記の履修基準表に示す授業科目区分ごとに定められた単位数以上を修得し、合計で124単位以上を修得すること。
- (2) 卒業に必要な単位数のGPAが2.0以上であること。
- (3) 卒業研究の成果を提出し、審査に合格すること。

履修基準表（人間文化課程で修得すべき単位数一覧）

授業科目区分				修得すべき単位数		
教養教育科目	教養コア科目	基礎科目	人文社会系	4 以上	3 6 以上	1 2 4 以上
			自然科学系	4 以上		
		現代科目		2 以上		
		総合科目		2 以上		
	情報リテラシー科目（コンピューティング）			2		
	基礎演習科目（基礎演習）			2		
	外国語科目（1 か国語以上）			8 以上		
	健康スポーツ科目（選択科目）			（2 以上）		
専門教育科目	課程共通必修基礎科目			1 0	8 8 以上	
	課程間連携共通選択必修科目			1 6 以上		
	スタジオ科目			1 0		
	コース専門選択必修科目			2 0 以上		
	卒業研究関連科目			1 2		
	他コース選択科目・他課程選択科目			2 0 以上		

健康スポーツ科目の（2以上）とは、選択履修をした場合、2単位以上が教養教育科目の必要単位数に含まれることを意味します。必須ではありませんが、教員免許状取得希望者は必ず2単位を履修しなければなりません。

2. 卒業研究について

(1) 卒業研究着手要件

卒業研究に着手するには、すでに3年以上在籍し、教養教育科目および専門教育科目を合わせて100単位以上修得している必要があります。また、卒業研究関連科目の「演習」2単位およびスタジオ科目6単位以上を修得していなければなりません。この要件を満たしていない場合は、卒業研究に着手できませんので、卒業が延期になります。

※ただし、早期卒業制度が適用された者については別に定めます。

(2) 卒業研究の履修登録

卒業研究に着手する学生は、他の授業科目と同様に、前述の履修登録方法に従って履修登録を行わなければなりません。

授業科目「卒業研究」は4年次を対象に春学期と秋学期に開講されています。卒業研究に着手した学生は、「卒業研究題目届」を提出する学期、及び卒業研究の成果を提出する学期に履修登録を行い、合計4単位を取得する必要があります。

（３）「卒業研究題目届」の提出

卒業研究に着手した学生は、指導教員の指導に従い卒業研究題目を決定し、課程が定めた期日（下表を参照）までに「卒業研究題目届」を学務第一係に提出しなければなりません。届出がない場合は、卒業研究の単位が認められません。

卒業研究の成果を提出するにあたって、提出期限は期日（下表を参照）の１６時１０分とし、期日を過ぎたものは一切受理しません。詳細は掲示で確認してください。

	「卒業研究題目届」の提出期限	卒業研究の成果の提出期限
３月卒業の場合	同年度の６月末日***	同年度の１月末日***
９月卒業の場合	前年度の１２月下旬*	同年度の７月末日***

*冬季休業の開始の前日を期日とする。

***土曜日または日曜日の場合は直前の金曜日とする。

３．教養教育科目の履修について

教養教育科目に関する詳細については、「教養教育履修案内」を参照してください。

- （１）教養教育科目の各授業科目区分の「修得すべき単位数」を合計すると、２４単位にしかありません。不足する１２単位については、教養コア科目、外国語科目、健康スポーツ科目の中から選択履修して、合計単位数が３６以上となるようにしてください。
- （２）外国語科目は、８単位以上修得する必要があります。１か国語のみで８単位修得しても要件は満たしますが、２ヶ国語以上を学んだり、１か国語を社会生活に生かせる水準まで修得したりすることを推奨します。

外国語科目について、英語については「実習１」を４単位（Ｓ，Ｗ，春学期のＬＲと秋学期のＬＲ，各１単位）、他の外国語科目についてはひとつの外国語につき「実習１および２」を１組として２単位ごと修得しなければ、卒業に必要な単位として認定されません。

「英語演習」および英語以外の外国語の「演習」を履修する場合、英語については「実習１」を４種類４単位、英語以外の外国語については「実習１および２」を２組４単位履修してください。ただし、ギリシャ語およびラテン語については１単位の履修が可能です。

なお、教養教育科目の卒業に必要な３６単位として算入できる外国語科目の単位数は、２０単位までです。

- （３）健康スポーツ科目については、「健康スポーツ演習Ｂ」を選択履修することができます。教員免許状を取得する場合には必須条件となります。

４．他学部との単位互換制度

本学には、他学部の専門教育科目の授業を履修できる「単位互換制度」があります。履修できる授業科目のリストおよび履修手続きについては、毎年度の初めに示されます。受講を希望する学生は、学務第一係の窓口で受講可能な授業科目を確認のうえで履修手続きを行ってください。

単位互換制度により履修できる単位数の上限は、５．の国際交流科目と合計で３０単位、卒業に必要な単位として専門教育科目の「他コース選択科目・他課程選択科目」の単位に算入できる単位数は、国際交流科目と合計で１０単位です。

5. 国際交流科目の履修

「国際交流科目」とは、短期留学国際プログラムによる外国人留学生のために開講されている授業科目です。授業はすべて英語を用いて行われます。国際交流科目の一部の授業は、一般の学生にも開放されているので、履修を希望する学生は、授業担当教員の承諾を得たうえで履修手続きを行ってください。一般学生に開放されている授業科目のリストは学務第一係の窓口に備えています。

国際交流科目を履修できる単位の上限は、4. の他学部との単位互換制度で履修する科目と合計で30単位、卒業に必要な単位として専門教育科目の「他コース選択科目・他課程選択科目」の単位に算入できる単位数は、同様に他学部との単位互換制度による科目と合計で10単位です。

6. 横浜市内大学間単位互換制度による科目の履修

「横浜市内大学間単位互換制度」に参加する大学の提供する授業科目を履修し、それを所属大学の単位として認定する制度です。他大学の提供する科目を受講できる単位数の上限は60単位で、修得した単位はすべて増加単位として扱われ、卒業に必要な単位として算入することはできません。履修登録は4月初旬に行いますので、詳細は学務部教務課に尋ねてください。

7. 履修登録単位数の上限

履修できる単位数は、半期ごとに24単位までと上限が設定されているので、この枠内で履修登録を行ってください。ただし、以下の科目群の中にはこの上限設定から除外される科目があるので、登録に際しては掲示や配布資料等によって科目名を確認のうえ、間違いのないように登録してください。

1. 他大学（海外含む）で履修する科目
2. 博物館学芸員コース科目
3. 集中講義・不定期科目
4. 卒業研究関連科目
5. 教職科目
6. 学外活動・学外学習Ⅰ・Ⅱ
7. 地域交流科目
8. その他課程が指定した科目

8. 「出席扱い願」（教育実習、介護等体験、学外活動・学外学習Ⅰ～Ⅲ）

教育実習と一般の授業は重複して受講しないこと、また、学外活動・学外学習（Ⅰ～Ⅲ）は、履修している授業のある時間帯には活動しないことを原則としています。ただし、授業期間中あるいは授業のある時間帯に行わざるを得ない場合は、当該授業の担当教員に「出席扱い願」を提出し、欠席した回の授業に関わる学習について担当教員の指導に従うことにより出席扱いとすることができます。

また、介護等体験についても、当該授業の担当教員に「出席扱い願」を提出し、欠席した回の授業に関わる学習について担当教員の指導に従うことにより出席扱いとすることができます。

教育実習、介護等体験、学外活動・学外学習（Ⅰ～Ⅲ）のための欠席は、原則として、一科目の授業（15回）につき合計3回まで、「出席扱い願」を提出し担当教員の指導に従うことにより出席扱いとすることができます。そのためには、所定の「出席扱い願」を、当該授業の担当教員および関係委員会（教育実習委員会、介護等体験委員会、学外活動支援委員会）に事前に提出する必要があります。なお、「学外活動・学外学習（Ⅰ～Ⅲ）」については、決められた期日までに学外活動支援委員会に活動希望登録（学外活動・学外学習のホームページ上からの委員会登録）をし、事前に活動計画書を提出しなければ、「出席扱い願」を提出することはできません。

Ⅱ. 専門教育科目の履修について

1. 課程共通必修基礎科目

人間文化課程で提供する「必修基礎科目」については全科目10単位を必修で履修してください。

授業科目区分	授業科目	履修 年次	単位数		備考
			必修	選択	
課程共通 必修基礎科目	人間文化基礎論ⅠA	1	2		
	人間文化基礎論ⅠB	1	2		
	人間文化基礎論ⅡA	1	2		
	人間文化基礎論ⅡB	1	2		
	文化リテラシー基礎論	1	2		

2. 課程間連携共通選択必修科目

学校教育課程と共同で提供する「課程間連携共通選択必修科目」については、以下の科目群からあわせて16単位以上を履修してください。16単位を超えて履修した課程間連携共通選択必修科目については、「他コース選択科目・他課程選択科目」の取得単位に算入されます。

授業科目区分	授業科目	履修 年次	単位数		備考
			必修	選択	
課程間連携共通 選択必修科目	社会分析基礎論	1～4		2	社会調査士関連科目
	文化マネジメント基礎論	2～4		2	
	情報基礎論	2～4		2	
	映像文化概論	2～4		2	
	音響文化概論	2～4		2	
	サブカルチャー概論	2～4		2	
	比較思想概論	2～4		2	
	社会学概論	2～4		2	
	国際開発支援概論	2～4		2	
	マスコミュニケーション概論	2～4		2	
	学外活動・学外学習Ⅰ	2～4		2	
	学外活動・学外学習Ⅱ	2～4		2	※1
	特別支援基礎論	2～4		2	※2
	日本語教育基礎論	2～4		2	※3
	ノンバーバルコミュニケーション（身体表現論）	2～4		2	
	歴史文化概論	2～4		2	どちらか一方のみ 履修可
	世界史概論Ⅲ				
	近現代日本社会文化論	2～4		2	どちらか一方のみ 履修可
	日本史概論Ⅱ				

※1「学外活動・学外学習Ⅱ」は、教養教育科目（教養コア科目の現代科目）の「学外活動（教育ボランティア）」と重複して単位を取得することはできません。

※2「特別支援基礎論」を履修する場合、学校教育課程の「特別支援教育概論」は履修できません。

※3「日本語教育基礎論」を履修する場合、学校教育課程の「日本語教育概論」は履修できません。

3. スタジオ科目

「スタジオ科目」については、全科目10単位を必修で履修してください。

各授業科目は複数の履修が可能です。ただし、スタジオ科目として修得できる単位数は、それぞれ2単位までです。それ以上は「他コース選択科目・他課程選択科目」として算入されます。

授業科目区分	授業科目	履修 年次	単位数		備考
			必修	選択	
必修科目	スタジオⅠ（入門）	1	2		
	スタジオⅡ（基礎）	2	2		
	スタジオⅢ（応用）	2	2		
	スタジオⅣ（創造的实践）	3	2		
	スタジオⅤ（創造的实践）	3	2		

4. コース専門選択必修科目

芸術文化コース，社会文化コースとも，選択したコースの専門選択必修科目から20単位以上を履修してください。20単位を超えて履修したコース専門選択必修科目については，「他コース選択科目・他課程選択科目」の取得単位に算入されます。

授業科目区分	授業科目	履修 年次	単位数		備考
			必修	選択	
芸術文化コース 専門選択必修科目	芸術文化論ⅠA (現代アート系)	2～4		2	
	芸術文化論ⅠB (現代アート系)	2～4		2	
	芸術文化論ⅠC(映像音響系)	2～4		2	
	芸術文化論ⅠD(文芸批評系)	2～4		2	
	芸術文化論ⅡA(文芸批評系)	3～4		2	
	芸術文化論ⅡB(映像音響系)	3～4		2	
	現代文化論A(情報文化系)	2～4		2	
	現代文化論B(情報文化系)	2～4		2	
	現代文化論C (サブカルチャー系)	2～4		2	
	現代文化論D (サブカルチャー系)	2～4		2	
	思想と文化ⅠA (現代思想入門)	2～4		2	
	思想と文化ⅠB (現代思想入門)	2～4		2	
	思想と文化ⅡA (現代思想各論)	3～4		2	
	思想と文化ⅡB (現代思想各論)	3～4		2	
	文化マネジメント論Ⅰ	2～4		2	
	文化マネジメント論Ⅱ	3～4		2	
	博物館概論	2～4		2	
	博物館資料論	2～4		2	
	博物館資料保存論	2～4		2	
	博物館展示論	2～4		2	
	博物館教育論	2～4		2	

	博物館実習	4		3	博物館学芸員 コース登録者 のみ履修可能
社会文化コース 専門選択必修科目	文化学の技法ⅠA (西洋古典哲学)	2～4		2	
	文化学の技法ⅠB (西洋近代哲学)	2～4		2	
	文化学の技法ⅠC (哲学的思考)	2～4		2	
	文化学の技法ⅠD (近代思想)	2～4		2	
	文化学の技法ⅡA (古典思想)	3～4		2	
	文化学の技法ⅡB (近代思想)	3～4		2	
	多元文化論ⅠA (社会経済史)	2～4		2	
	多元文化論ⅠB (政治文化史)	2～4		2	
	多元文化論ⅠC (社会文化史)	2～4		2	
	多元文化論ⅡA (社会経済史)	3～4		2	
	多元文化論ⅡB (政治文化史)	3～4		2	
	多元文化論ⅡC (社会文化史)	3～4		2	
	共生社会論ⅠA (理論社会学)	2～4		2	
	共生社会論ⅠB (文化人類学)	2～4		2	
	共生社会論ⅠC (ジェンダー論)	2～4		2	
	共生社会論ⅠD (社会生活論)	2～4		2	
	共生社会論ⅡA (比較社会学)	3～4		2	
	共生社会論ⅡB (国際社会学)	3～4		2	
	国際学ⅠA (国際日本学)	2～4		2	
	国際学ⅠB (政治学)	2～4		2	
	国際学ⅠC (経済開発論)	2～4		2	
	国際学ⅠD (比較文化論)	2～4		2	
	国際学ⅠE (国際文化学)	2～4		2	
	国際学ⅡA (国際日本学)	3～4		2	
	国際学ⅡB (国際関係論)	3～4		2	
	国際学ⅡC (国際交流史)	2～4		2	
	グローバリゼーションと 地域社会Ⅰ	2～4		2	
	グローバリゼーションと 地域社会Ⅱ	2～4		2	
	異文化理解の技法ⅠA (言語と地域研究)	2～4		2	

	異文化理解の技法ⅠB (言語と地域研究)	2～4		2	
	異文化理解の技法ⅠC (言語と地域研究)	2～4		2	
	異文化理解の技法ⅡA (言語と地域研究)	3～4		2	
	異文化理解の技法ⅡB (言語と地域研究)	3～4		2	
	社会分析の技法ⅠA	2～4		2	社会調査士関連科目
	社会分析の技法ⅠB	2～4		2	社会調査士関連科目
	社会分析の技法ⅠC	2～4		2	社会調査士関連科目
	社会分析の技法ⅡA	3～4		2	社会調査士関連科目
	社会分析の技法ⅡB	3～4		2	社会調査士関連科目
	日本語音声学	2～4		2	
	言語学基礎講義	2～4		2	

5. 卒業研究関連科目

「卒業研究関連科目」については全科目12単位を履修してください。

「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」、「課題演習Ⅰ」、「課題演習Ⅱ」は複数の履修が可能です。ただし、卒業研究関連科目として修得できる単位数は、それぞれ2単位までです。それ以上は「他コース選択科目・他課程選択科目」として算入されます。

授業科目区分	授業科目	履修 年次	単位数		備考
			必修	選択	
卒業研究関連科目	演習Ⅰ	3	2		
	演習Ⅱ	3	2		
	課題演習Ⅰ	4	2		
	課題演習Ⅱ	4	2		
	卒業研究Ⅰ	4	2		
	卒業研究Ⅱ	4	2		

6. 他コース選択科目・他課程選択科目

下記の科目の中から20単位以上を履修してください。

- (1) 他コースが開講する専門選択必修科目
- (2) 16単位を超えて履修した課程間連携共通選択必修科目
- (3) 20単位を超えて履修したコース専門選択必修科目
- (4) 10単位を超えて履修したスタジオ科目
- (5) それぞれ4単位を超えて履修した卒業研究関連科目の「演習」及び「課題演習」
- (6) 学校教育課程開講の教育総合科目、専門領域科目※
- (7) 国際交流科目を含めた他学部等開講の専門科目(10単位まで)※※

※ 学校教育課程開講科目の詳細については、その課程のページを参照すること。

※※ 他学部等開講科目の詳細については、学務第一係で確認すること。

Ⅲ. 早期卒業制度について

人間文化課程「早期卒業制度」の基準

1. 修業年限の短縮

本課程の学生で、別に定める基準によって、特に成績優秀と認められる者は、修業年限を3年6か月に短縮して卒業することができます。

2. 制度適用の申請

- (1) 早期卒業制度の適用を希望する学生は、入学後2学期在学した後に、本課程を担当する専任教員を指導教員と定め、在学期間を短縮して修了するための理由および履修計画を添えて、早期卒業制度適用の申請を行い、本課程会議および本学部教授会において認められねばなりません。
- (2) 早期卒業制度適用の申請が可能となるためには、①それまでの取得単位数が30単位以上であり、通算GPAが3.6以上であること、および②制度適用の理由および履修計画が妥当で合理的であると認められることを必要とします。

3. 成績優秀の基準

- (1) 申請を受理された学生が早期卒業制度の適用を受けるためには、指導教員より毎学期必要な指導を受けたうえで、以下の条件を満たす必要があります。
 - ① 在学する学期ごとに16単位以上を取得すること。
 - ② 在学する学期を通じて通算GPAが3.6以上であること。
 - ③ 卒業判定時に通算のGPAが3.6以上であること。
 - ④ 卒業研究の成績が秀または優であること。
 - ⑤ あらかじめ申し出た履修計画がよく実現されたと本課程会議および本学部教授会で認められること。
 - ⑥ その他修学の状況にとくに問題のないこと。
- (2) 申請を受理された学生であっても、前項のいずれかの条件を満たせないと、本課程会議および本学部教授会が認定したとき、早期卒業の資格は失われます。

4. 卒業研究着手要件の緩和

早期卒業制度の適用を希望する学生の卒業研究着手要件のうち「在学年数」は、成績優秀者の場合2年6か月で足りるものとします。

5. 休学の取り扱い

- (1) 早期卒業制度の適用を申請する学生が前の学期に休学していた場合、休学直前の学期をもって前学期・前学年とします。
- (2) 申請を受理された学生が休学をした場合は、休学直前の学期をもって前学期・前学年とします。

6. その他

この基準に定めのない事項に関しては、原則として『履修手引』によりますが、特段の事情により必要がある場合は、本課程会議および本学部教授会の議に基づき措置します。

IV. 教員免許状の取得について

1. 人間文化課程において取得できる教員免許状

- (1) 中学校1種(社会)
- (2) 高等学校1種(地理歴史, 公民)

2. 教育実習, 教職実践演習および介護等体験

中学校の教員免許を取得するためには, 大学の講義・演習などの授業だけでなく, 社会福祉施設や特別支援学校などで行われる介護等体験に参加し, 中学校で実施する教育実習を履修し単位を修得しなければなりません。

また, 中学校, 高等学校に関わらず, 1年次から「教職履修カルテ」を使って履修履歴を把握し, 4年次秋学期に「教職実践演習」という4年間の総括のための演習科目を履修・修得しなければなりません。次の(1)～(3)の内容を確認し, 必要な手続き等をきちんと行い, 体験・実習・演習に備えてください。

(1) 教育実習

教員免許状の取得には, 教育実習を履修しなければなりません。

- ① 事前指導・事後指導(単位数1): 取得希望者は全員必修
- ② 教育実習Ⅳ(中学校)(単位数4): 中学校1種取得希望者および中学校1種と高等学校1種の両方の教員免許状取得希望者は必修
- ③ 教育実習Ⅴ(高等学校)(単位数2): 高等学校1種のみ取得希望者は必修

(2) 教職実践演習

教員免許状を取得するためには, 4年次秋学期に開講される「教職実践演習」を修得しなければなりません。

教職実践演習は, 教員になるうえで自己にとって何が課題であるのかを自覚し, 必要に応じて不足している知識や技能等を補い, その定着を図ることを目的とした科目です。教職実践演習を履修するにあたっては, 1年次から教職実践演習の授業を受けるまでの間に各自で教職履修カルテに記入しなければなりません(web上で入力)。また, 原則として取得を希望する免許に関する教育実習を終了していることが必要です。

(3) 介護等体験 (3年次受講)

中学校の教員免許状を取得するためには, 2年次に行われるオリエンテーションに参加し, 「介護等体験」の申し込みを行わなければなりません。そして3年次に2種類7日間の介護等体験を行い, それぞれの体験が終了したら, 体験先から『介護等体験の手引』(オリエンテーションで配布)に綴じ込んである「介護等体験実施証明書」に, 体験を行った証明をもらってください。この「証明書」は, 各自責任を持って保管し, 教員免許状申請時(4年次)に提出してください。この「証明書」を紛失した場合は, 原則として再発行されません。

介護等体験7日間の内訳は, 原則として次の標準日数とします。

社会福祉施設等での体験	5日間	計7日間
特別支援学校での体験	2日間	

介護等体験の実施方法、教員免許状申請の具体的方法については別途指示します。

※なお、身体上の障害により介護等体験を行うことが困難な者（身体障害者福祉法に規定する身体障害者で障害の程度が1級から6級の者）については、介護等体験を行うことを要しません。
 ※教育実習も介護等体験も受講するにあたり、学生保険（「学生教育研究災害傷害保険（賠償責任保険付帯）」（財）日本国際教育支援協会）、あるいは、「生命共済」（大学生協）に加入していることは必須条件です。受講前に加入しているか確認します。入学時の資料に保険加入の書類が入っており、本人が知らないままに、保険の加入手続きを行っている場合もあるので、加入の有無を保護者等に確認しておいてください。

3. 教員免許状取得までのスケジュール

高等学校教員免許状取得の場合	中学校教員免許状取得の場合
	【2年次】 2月：オリエンテーションにて介護等体験の申し込み
【3年次】 4月：オリエンテーション後に『教育実習の手引』配布。	
5月：指定期日までに「教育実習登録カード」提出	4月：健康診断受診 5月：指定期日までに「教育実習登録カード」提出。 7日間の介護等体験を行い「実施証明書」に証明してもらう
【4年次】 4月：健康診断受診 事前指導	【4年次】 4月：健康診断受診 事前指導
5月～9月：教育実習Ⅴ 事後指導 10月：教職実践演習を履修登録	9月：教育実習Ⅳ 事後指導 10月：教職実践演習を履修登録

※注意：4年次に教員免許状一括申請の申し込みをし、所定の書類を提出した場合は、卒業時に学位記（卒業証書）とあわせて教員免許状が交付されます。一括申請の申し込み時期（4年次の4月）は必ず掲示等にて確認してください。

なお、中学校の場合は、介護等体験の実施証明書（原本）が必要となります。

※教育実習も介護等体験も受講するにあたり、「学生教員研究災害傷害保健（賠償責任保険付帯）」に加入していることが必須条件です。受講前に加入しているか確認します。

（入学時の資料に保険加入の書類が入っており、本人が知らないままに、保険の加入手続きを行っている場合もあるので、加入の有無を保護者等に確認してください。）

4. 教育実習の履修条件

- (1) 下記の単位数を①については2年次終了までに、②③については3年次終了までに取得せねばなりません。
- ① 「教職の意義に関する科目」：2単位
 - ② 「教育の基礎理論に関する科目」，「教育課程及び指導法に関する科目」，「生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目」：計6単位
 - ③ 取得免許の教科の「教科教育法」（中学校教員免許状取得者は「中等社会科教育法」）と教科に関する科目：計20単位
- (2) 3年次の指定期日までに「教育実習登録カード」を提出してください。また教育実習の開始までに変更が生じた場合はすみやかに学務第二係に変更内容を届け出てください。
- (3) 例年4年次の4月上旬に学生対象に実施される健康診断を受けてください。
- (4) 4年次の4月の事前指導を受けてください。なお，事後指導は教育実習終了後2週間以内に実施します。
- 上記（1）から（4）のいずれか一つでも欠落していると教育実習は受けられません。ミスのないよう，「教育実習の手引」を熟読してください。

5. 教員免許状取得に関する履修条件

- (1) 中学校1種教員免許状（社会）取得に必要な単位数
- ① 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目：8単位
 - ② 教職に関する科目：35単位 超過分は④へ
 - ③ 教科に関する科目：20単位 超過分は④へ
 - ④ 教科又は教職に関する科目（②，③の超過分を含む）：4単位

① 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

科目区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
日本国憲法	日本国憲法	2		
体育	健康スポーツ演習B	2		
外国語コミュニケーション	英語実習1LR 英語実習1S ドイツ語実習1 フランス語実習1 中国語実習1 ロシア語実習1 朝鮮語実習1		1 1 1 1 1 1 1	これら7科目から 2科目選択必修
情報機器の操作	コンピューティング	2		

② 教職に関する科目

科目区分	必要 単位数	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
教職の意義等に関する科目	2	教職入門 教職論 (経済学部・経営学部開講)		2 2	これら2科目から 2単位選択必修
教育の基礎理論に関する科目	6	教育基礎論 教育の心理学 ----- 教育経営 教育社会学	2 2	2 2	
教育課程及び指導法に関する科目	16	カリキュラム論 ----- 中等社会科教育法 社会科・地理歴史科教育法Ⅰ 社会科・地理歴史科教育法Ⅱb 社会科・公民科教育法Ⅰ 社会科・公民科教育法Ⅱ ----- 道徳教育の理論と方法 ----- 特別活動論 ----- 教育方法論	2 4 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2	「地理歴史科」「公民科」 のいずれか4単位以上 選択必修
生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	4	生徒・進路指導論 教育相談の基礎と方法	2 2		
教育実習	5	事前指導，事後指導 教育実習Ⅳ	1 4		
教職実践演習	2	教職実践演習	2		

③ 教科に関する科目

【注意】次の科目は教員免許状取得科目として、両方を履修することができません。

「日本史概論Ⅱ」と「近代日本社会文化論」（課程間連携共通必修科目）

「世界史概論Ⅲ」と「歴史文化概論」（課程間連携共通必修科目）

授業科目区分	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必修	選択	
日本史及び外国史	日本史概論Ⅰ		2	} 2単位以上選択必修
	日本史概論Ⅱ		2	
	世界史概論Ⅰ		2	} 2単位以上選択必修
	世界史概論Ⅱ		2	
	世界史概論Ⅲ		2	
	多元文化論ⅠA（社会経済史）		2	
	多元文化論ⅠB（政治文化史）		2	
	多元文化論ⅠC（社会文化史）		2	
	多元文化論ⅡA（社会経済史）		2	
	多元文化論ⅡB（政治文化史）		2	
	多元文化論ⅡC（社会文化史）		2	
	国際学ⅠA（国際日本学）		2	
	国際学ⅡA（国際日本学）		2	
地理学（地誌を含む。）	地誌学A		2	} 2単位以上選択必修
	地誌学B		2	
	人文地理学	2		
	自然地理学	2		
	異文化理解の技法ⅠA（言語と地域研究）		2	
	異文化理解の技法ⅠB（言語と地域研究）		2	
	異文化理解の技法ⅠC（言語と地域研究）		2	
	異文化理解の技法ⅡA（言語と地域研究）		2	
	異文化理解の技法ⅡB（言語と地域研究）		2	
「法律学，政治学」	国際学ⅠB（政治学）	2		
	国際学ⅡB（国際関係論）		2	
	グローバリゼーションと地域社会Ⅰ		2	
	グローバリゼーションと地域社会Ⅱ		2	
「社会学，経済学」	社会学概論	2		
	共生社会論ⅠA（理論社会学）		2	
	共生社会論ⅠB（文化人類学）		2	
	共生社会論ⅠC（ジェンダー論）		2	
	共生社会論ⅠD（社会生活論）		2	
	共生社会論ⅡA（比較社会学）		2	
	共生社会論ⅡB（国際社会学）		2	
	国際開発支援概論		2	
	国際学ⅠC（経済開発論）		2	
「哲学，倫理学，宗教学」	比較思想概論	2		
	文化学の技法ⅠA（西洋古典哲学）		2	
	文化学の技法ⅠB（西洋近代哲学）		2	
	文化学の技法ⅠC（哲学的思考）		2	
	文化学の技法ⅠD（近代思想）		2	
	文化学の技法ⅡA（古典思想）		2	
	文化学の技法ⅡB（近代思想）		2	

④ 教科又は教職に関する科目

科目区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
教科又は教職に関する科目	生涯学習概論		2	

(2) 高等学校1種教員免許状(地理歴史)取得に必要な単位数

- ① 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目：8単位
 ② 教職に関する科目：27単位 超過分は④へ
 ③ 教科に関する科目：20単位 超過分は④へ
 ④ 教科または教職に関する科目：12単位

① 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

科目区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
日本国憲法	日本国憲法	2		
体育	健康スポーツ演習B	2		
外国語コミュニケーション	英語実習1LR 英語実習1S ドイツ語実習1 フランス語実習1 中国語実習1 ロシア語実習1 朝鮮語実習1		1 1 1 1 1 1 1	これら7科目から 2科目選択必修
情報機器の操作	コンピューティング	2		

② 教職に関する科目

科目区分	必要単位数	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
教職の意義等に関する科目	2	教職入門 教職論 (経済学部・経営学部開講)		2 2	これら2科目から 2単位選択必修
教育の基礎理論に関する科目	6	教育基礎論 教育の心理学 ----- 教育経営 教育社会学	2 2	2 2	
教育課程及び指導法に関する科目	10	カリキュラム論 ----- 社会科・地理歴史科教育法Ⅰ 社会科・地理歴史科教育法Ⅱ ----- 特別活動論 ----- 教育方法論	2 2 2 2		これら2科目から 2単位選択必修
生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	4	生徒・進路指導論 教育相談の基礎と方法	2 2		
教育実習	3	事前指導，事後指導 教育実習Ⅴ	1 2		
教職実践演習	2	教職実践演習	2		

③ 教科に関する科目

【注意】次の科目は教員免許状取得科目として、両方を履修することができません。

「日本史概論Ⅱ」と「近代日本社会文化論」（課程間連携共通必修科目）

「世界史概論Ⅲ」と「歴史文化概論」（課程間連携共通必修科目）

授業科目区分	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必修	選択	
日本史	日本史概論Ⅱ	2		2単位選択必修
	国際学ⅠA（国際日本学）		2	
	国際学ⅡA（国際日本学）		2	
	多元文化論ⅡC（社会文化史）		2	
外国史	世界史概論Ⅲ	2		
	多元文化論ⅠA（社会経済史）		2	
	多元文化論ⅠB（政治文化史）		2	
	多元文化論ⅠC（社会文化史）		2	
	多元文化論ⅡA（社会経済史）		2	
	多元文化論ⅡB（政治文化史）		2	
人文地理学及び 自然地理学	人文地理学	2		
	自然地理学	2		
地誌	地誌学A		2	
	地誌学B		2	
	異文化理解の技法ⅠA（言語と地域研究）		2	
	異文化理解の技法ⅠB（言語と地域研究）		2	
	異文化理解の技法ⅠC（言語と地域研究）		2	
	異文化理解の技法ⅡA（言語と地域研究）		2	
	異文化理解の技法ⅡB（言語と地域研究）		2	
	異文化理解の技法ⅡB（言語と地域研究）		2	

④ 教科又は教職に関する科目

科目区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
教科又は教職に 関する科目	道徳教育の理論と方法		2	
	生涯学習概論		2	

(3) 高等学校1種教員免許状(公民)取得に必要な単位数

- ① 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目：8単位
 ② 教職に関する科目：27単位 超過分は④へ
 ③ 教科に関する科目：20単位 超過分は④へ
 ④ 教科または教職に関する科目：12単位

① 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

科目区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
日本国憲法	日本国憲法	2		
体育	健康スポーツ演習B	2		
外国語コミュニケーション	英語実習1LR		1	これら7科目から 2科目選択必修
	英語実習1S		1	
	ドイツ語実習1		1	
	フランス語実習1		1	
	中国語実習1		1	
	ロシア語実習1		1	
	朝鮮語実習1		1	
情報機器の操作	コンピューティング	2		

② 教職に関する科目

科目区分	必要単位数	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
教職の意義等に関する科目	2	教職入門 教職論 (経済学部、経営学部開講)		2 2	これら2科目から 2単位選択必修 これら2科目から 2単位選択必修
教育の基礎理論に関する科目	6	教育基礎論	2		
		教育の心理学	2		
教育課程及び指導法に関する科目	10	教育経営		2	
		教育社会学		2	
		カリキュラム論	2		
		社会科・公民科教育法Ⅰ	2		
		社会科・公民科教育法Ⅱ	2		
生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	4	特別活動論	2		
		教育方法論	2		
教育実習	3	生徒・進路指導論	2		
		教育相談の基礎と方法	2		
教職実践演習	2	事前指導，事後指導 教育実習Ⅴ 教職実践演習	1 2 2		

③ 教科に関する科目

授業科目区分	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必修	選択	
「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	国際学ⅠＢ（政治学）	2		
	国際学ⅡＢ（国際関係論）		2	
	グローバルゼーションと地域社会Ⅰ		2	
	グローバルゼーションと地域社会Ⅱ		2	
「社会学，経済学（国際経済を含む。）」	社会学概論	2		
	共生社会論ⅠＡ（理論社会学）		2	
	共生社会論ⅠＢ（文化人類学）		2	
	共生社会論ⅠＣ（ジェンダー論）		2	
	共生社会論ⅠＤ（社会生活論）		2	
	共生社会論ⅡＡ（比較社会学）		2	
	共生社会論ⅡＢ（国際社会学）		2	
	国際開発支援概論		2	
	国際学ⅠＣ（経済開発論）		2	
「哲学，倫理学，宗教学，心理学」	比較思想概論	2		
	文化学の技法ⅠＡ（西洋古典哲学）		2	
	文化学の技法ⅠＢ（西洋近代哲学）		2	
	文化学の技法ⅠＣ（哲学的思考）		2	
	文化学の技法ⅠＤ（近代思想）		2	
	文化学の技法ⅡＡ（古典思想）		2	
	文化学の技法ⅡＢ（近代思想）		2	

④ 教科又は教職に関する科目

科目区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
教科又は教職に関する科目	道徳教育の理論と方法		2	
	生涯学習概論		2	

V. 社会調査士の資格取得について

1. 社会調査士資格について

社会調査士資格は、一般社団法人社会調査協会が認定する公的資格です。社会調査の知識や技術を用いて、世論や市場動向、社会現象等をとらえることのできる能力を有する「調査の専門家」を養成することを目的として作られました。

社会調査士資格には、「社会調査士」（4 年制大学学部生対象）と「専門社会調査士」（大学院生対象）の 2 種類があります。人間文化課程では、このうち「社会調査士」の資格を取得することができます。

2. 社会調査士の資格取得カリキュラム

社会調査士資格は、資格試験を受験して取得する国家資格ではありません。所定の科目の単位（7 科目 14 単位）を履修し、単位を取得した学生が、社会調査協会に申請することで、認められる資格です。関連する科目は、以下の通りです。

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位数		備考
			必修	選択	
課程間連携共通 選択必修科目	社会分析基礎論	1～4	2		
社会文化コース 専門選択必修科目	社会分析の技法Ⅰ A	2～4	2		
	社会分析の技法Ⅰ B	2～4	2		
	社会分析の技法Ⅰ C	2～4	2		
	社会分析の技法Ⅱ A	3～4		2	2 単位以上
	社会分析の技法Ⅱ B	3～4		2	選択
必修科目	スタジオⅣ（創造的実践）	3～4	2		（注）
	スタジオⅤ（創造的実践）	3～4	2		
合計			14 単位以上		

（注）社会調査士の資格取得カリキュラムに対応したスタジオⅣ・Ⅴを履修してください。対応するスタジオについては、別途告知します。

3. 社会調査士取得要件・申請方法

大学卒業時に取得可能な「社会調査士」資格と、在学中に申請可能な「社会調査士（取得見込み）」があります。それぞれの取得条件は以下の通りです。申請方法については、取得希望者向けのガイダンス（3年次）にて説明する予定です。なお、資格の取得に際しては、審査・認定手数料がかかります。

社会調査士

1. 学部を卒業
2. 前頁記載の科目 7科目 14単位を取得

社会調査士（取得見込み）

1. 在籍期間が2年以上であること
2. 前頁記載の科目を申請時まで、3科目以上単位取得していること
3. 2の単位取得済み科目と申請する年度履修中の科目の合計が5科目以上であること（ただし「社会分析の技法ⅡA」及び「社会分析の技法ⅡB」は選択制のため1科目と数える。

4. 備考

社会調査士に関する詳細は、社会調査協会のホームページで確認することができます。

一般社団法人社会調査協会 HP URL : <http://jasr.or.jp/index.html>

博物館学芸員資格について

本学部には、博物館学芸員コースがあり、資格取得のための授業科目を選択、履修することができます。

博物館学芸員とは、公立または私立の博物館（歴史民俗等博物館、同資料館、科学博物館、動物園、植物園、美術館など）に勤務する学術に関する専門職員のことで、学芸員の資格を取得するには、博物館法・博物館法施行規則に定める単位を修得しなければなりません（下表の「共通必修科目」）。

なお、学芸員は専門職員であり、上記の単位を修得するだけでは不十分です。それぞれの博物館に応じた専門的知識がさらに必要とされ、上記の単位はこれら専門的知識が付加されてはじめて有効となるものです。

本学部では、「選択必修科目」10単位、「自由選択科目」10単位を課しています。

(1) 受講手続き等

- ① 4月に、2年次生を対象に博物館学芸員コースの説明会（オリエンテーション）を行います。
- ② 登録は、原則として3年次の春学期に行います。
- ③ 希望者は、指定する期日（掲示します）に配布する所定の用紙（「博物館学芸員資格取得希望登録票」）に必要事項を記入のうえ提出し、博物館学芸員コース運営委員会の承認を得なければなりません。受講希望者多数の場合は、選抜することがあります。
- ④ 4年次生春学期に卒業にかかる書類の提出の際に、「博物館学芸員履修状況調査」を提出することになります。
- ⑤ 博物館実習受講者は「自然系」、「美術系」、「人文・歴史系」の3つの系から一つを選んで履修することになります。

(2) 履修方法

次に示す履修方法に基づき履修してください。

区 分	科目区分	授 業 科 目	履修単位	備 考
共通必修科目	博物館概論	博物館概論	2	
	博物館資料論	博物館資料論	2	
	博物館経営論	博物館経営論	2	文化マネジメント論Ⅰの読替
	博物館資料保存論	博物館資料保存論	2	
	生涯学習概論	生涯学習概論	2	
	博物館展示論	博物館展示論	2	
	博物館教育論	博物館教育論	2	
	博物館情報・メディア論	博物館情報・メディア論	2	
	博物館実習	博物館実習（学内・学外）	3	履修年次は、原則3-4年次です。学内実習、学外実習ともに必修です。
選択必修科目		各系が指定する授業科目	計10	下記の「博物館学芸員コースの選択必修及び自由選択科目について」を参照してください。
自由選択科目		各系が指定する授業科目	計10	
合 計			39	

(3) 博物館学芸員コースの選択必修科目及び自由選択科目について

博物館学芸員コースの履修規定には、系指定の科目があります。「美術系」、「人文・歴史系」、「自然系」は、それぞれの系の指定科目(次表)の中から、「選択必修科目」として10単位を修得しなければなりません。また、「自由選択科目」のうち4単位は、必ず他の系の指定科目の中から修得しなければなりません。残りの6単位は、自分の所属する系から修得しても他の系から修得しても構いません。なお、「人文・歴史系」では系の指定する必修科目が2科目ありますので、注意してください。

「美術系」

科 目	開講課程・講座	履修年次	単位	備 考
芸術文化論ⅠA(現代アート系)	人間文化課程	2～4	2	
芸術文化論ⅠD(文芸批評系)		2～4	2	
現代文化論A(情報文化系)		2～4	2	
文化マネジメント論Ⅱ		3～4	2	
美術理論	学校教育課程 (美術教育講座)	3～4	2	隔年開講 隔年開講
美術史		3～4	2	
美術鑑賞		3～4	2	
美術史実地指導		3～4	2	
デザイン概論		3～4	2	
造形図学Ⅰ		2	2	

「人文・歴史系」

科 目	開講課程・講座	履修年次	単位	備 考
考古学概論(注)	学校教育課程 (社会科教育 講座)	2～4	2	必修科目
日本史史料購読A		2～4	2	
日本史史料購読B		2～4	2	必修科目 隔年開講 隔年開講 隔年開講
古文書実習		2～4	2	
日本史概論Ⅰ		2～4	2	
世界史概論Ⅰ		2～4	2	
世界史概論Ⅱ		2～4	2	
多元文化論ⅠA(社会経済史)	人間文化課程	2～4	2	
多元文化論ⅠB(政治文化史)		2～4	2	
共生社会論ⅠB(文化人類学)		2～4	2	
共生社会論ⅠC(ジェンダー論)		2～4	2	

(注) 考古学概論は隔年開講科目。ただし、2年連続して開講されない場合は、系指定必修科目から除外する。他の科目についても開講されない年度があるので注意すること。

「自然系」

科 目	開講課程・講座	履修年次	単位	備 考
物理学概説Ⅰ	学校教育課程 (理科教育講座)	2	1	
物理学概説Ⅱ		2	2	
化学概説Ⅰ		2	1	
化学概説Ⅱ		2	2	
生物学概説Ⅰ		2	1	
生物学概説Ⅱ		2	2	
地学概説Ⅰ		2	1	
地学概説Ⅱ		2	2	

(4) 単位修得証明書の交付

所定の単位をすべて修得した学生には、卒業時に学位記（卒業証書）とあわせて「学芸員に関する科目の単位修得証明書」を交付します。

(5) その他

- ① 上記の授業科目は、人間文化課程・学校教育課程におけるコースによっては卒業に必要な単位として算入できない場合があります。
- ② 上記の授業科目の内、共通必修科目以外は原則として科目等履修生の受講は認めません。
- ③ 博物館学芸員の需要は非常に少ないので、よく考慮のうえ受講してください。
- ④ 博物館実習を受ける者は、博物館によっては実習費を必要とするところがあるので、その費用を自己負担しなければなりません。
- ⑤ 博物館実習を受講するにあたり「学生教育研究災害傷害保険（賠償責任保険付帯）」に加入してください。（入学時に本人が知らないままに保険に加入している場合があるので、加入の有無を保護者等に確認してください。）
- ⑥ 博物館実習参加希望者は、必ず履修登録を自分で行ってください。（履修登録を忘れた場合は単位が認められませんので注意してください。）

関係法令

○教育基本法

昭和 22 年 3 月 31 日法律第 25 号

改正 平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法 の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第 1 条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第 2 条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第 3 条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第 4 条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第 2 章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営むうえで必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第3章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第4章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

○学校教育法（抄）

昭和22年3月31日法律第26号
改正 平成19年6月27日法律第98号

第1章 総 則

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第6条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。

第9条 次の各号の一に該当する者は、校長又は教員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 教育職員免許法第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (4) 教育職員免許法第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又これに加入した者

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

第12条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

第9章 大 学

第83条 大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第85条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第86条 大学には、夜間において授業を行う学部を置くことができる。

第87条 大学の修業年限は4年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び第54条の学部については、その修業年限は、4年を超えるものとすることができる。

2 略

第88条 大学の学生以外の者として、一の大学において一定の単位を修得した者が当該大学に入学する場合において、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して大学が定める期間を修業年限に通算することができる、ただし、その期間は、当該大学の修業年限の二分の一を超えてはならない。

第89条 大学は、文部大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第87条第2項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に3年（同条第1項ただし書きの規定

により修業年限を4年を超えるものとする学部の学生にあつては、3年以上で文部大臣の定める期間)以上在学したもの(これに準ずるものとして文部大臣の定める者を含む。)が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

第99条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第100条 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第102条 大学院に入学することのできる者は、第83条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第104条第1項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができる。

第104条 大学(第108条第2項の大学(以下この条において「短期大学」という。))を除く。以下この条において同じ。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院(専門職大学院を除く。)の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

2 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

○学校教育法施行規則（抄）

昭和22年5月23日文部省令11号

改正 平成22年7月15日文部科学省令第17号

第9章 大 学

第1節 設備、編制、学部及び学科

第142条 大学（大学院を含み、短期大学を除く。以下この項において同じ。）の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項、通信教育に関する事項その他大学の設置に関する事項は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）及び専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）の定めるところによる。

第2節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等

第144条 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長が定める。

第145条 学位に関する事項は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）の定めるところによる。

第146条 学校教育法第88条に規定する修業年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設置基準第31条第1項 又は短期大学設置基準第17条第1項 に規定する科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位（同法第90条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第30条第1項 又は短期大学設置基準第16条第1項 の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

第147条 学校教育法第89条 に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合（学生が授業科目の構成等の特別の事情を考慮して文部科学大臣が別に定める課程に在学する場合を除く。）に限り行うことができる。

- (1) 大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の学校教育法第89条に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。
- (2) 大学が、大学設置基準第27条の2 に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。
- (3) 学校教育法第87条第1項に定める学部の課程を履修する学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもつて修得したと認められること。
- (4) 学生が、学校教育法第89条 に規定する卒業を希望していること。

○教育職員免許法（抄）

公布昭和24年5月31日法律第147号

改正平成20年6月18日法律第73号

第2章 免許状

（種類）

第4条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、学校（中等教育学校を除く。）の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、1種免許状及び2種免許状（高等学校教諭の免許状にあつては専修免許状及び1種免許状）に区分する。

3 特別免許状は、学校（幼稚園及び中等教育学校を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。

4 臨時免許状は、学校（中等教育学校を除く。）の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。

(1) 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか1以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）及び宗教

(2) 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）及び宗教

6 及び第4条の2（略）

（授与）

第5条 普通免許状は、別表第1若しくは第2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1若しくは第2に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には授与しない。

(1) 18歳未満の者

(2) 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有する者と認めた者を除く。

(3) 成年被後見人又は被保佐人

(4) 禁錮以上の刑に処せられた者

(5) 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2～5 略

6 免許状は、都道府県教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

（教育職員検定）

第6条 教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者が行う。

2 学力及び実務の検定は、第5条第2項及び第5項、前条第3項並びに第18条の場合を

除くほか、別表第3、第5、第6又は第7の定めるところによって行わなければならない。

3 略

第7条 略

第8条 略

(効力等)

第9条 普通免許状は、すべての都道府県（中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあっては、国立学校又は公立学校の場合を除く。以下本条中同じ。）において効力を有する。

別表第1（第5条関係）

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄			
所要資格 免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	4 1	3 4	
	1 種免許状	学士の学位を有すること。	8	4 1	1 0	
	2 種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	3 1	2	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	2 0	3 1	3 2	
	1 種免許状	学士の学位を有すること。	2 0	3 1	8	
	2 種免許状	短期大学士の学位を有すること。	1 0	2 1	4	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	2 0	2 3	4 0	
	1 種免許状	学士の学位を有すること。	2 0	2 3	1 6	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				5 0
	1 種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				2 6
	2 種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				1 6
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	3 5	3 4	
	1 種免許状	学士の学位を有すること。	6	3 5	1 0	
	2 種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	2 7		

備 考

1 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第2から別表第8までの場合においても同様とする。）。

2 第2欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第6号及び第7号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含むものとする（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。

2の2 第2欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第2の場合においても同様とする。）。

2の3 第2欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第2の2の場合においても同様とする。）。

3 高等学校教諭以外の教諭の2種免許状の所要資格に関しては、第3欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

4 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは1種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の2種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。

5 第2欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。

イ 文部科学大臣が第16条の3第3項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの

6 前号の認定課程には、第3欄に定める科目の単位のうち、教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程を含むものとする。

7 専修免許状に係る第3欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの1種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第2の2の場合においても同様とする。）。

8 1種免許状（高等学校教諭の1種免許状を除く。）に係る第3欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの2種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

9 中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関する科目の欄に定める単位数（専修免許状に係る単位数については、前号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる。

○教育職員免許法施行規則（抄）

昭和 29 年 10 月 27 日 文部省令第 26 号

改正 平成 22 年 3 月 31 日 文部科学省令第 9 号

第 1 章 単位の修得方法等

第 1 条 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）別表第 1 から別表第 8 までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第 1 条の 2 免許法別表第 1 から別表第 8 までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 21 条第 2 項及び第 3 項に定める基準によるものとする。

第 1 条の 3 免許法 別表第 1 備考第 2 号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第 2 条 免許法 別表第 1 に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち 1 以上の科目について修得するものとする。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

第 3 条 免許法 別表第 1 に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科に関する科目のうち 1 以上の科目について修得するものとする。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

第 4 条 免許法 別表第 1 に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第 1 欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第 2 欄に掲げる科目について、専修免許状又は 1 種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ 1 単位以上計 20 単位を、2 種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ 1 単位以上計 10 単位を修得するものとする。

第 1 欄	第 2 欄
免許教科	教科に関する科目
国 語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。）
社 会	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」

数 学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ
理 科	物理学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学 地学実験（コンピュータ活用を含む。）
音 楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美 術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保 健	生理学及び栄養学 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
技 術	木材加工（製図及び実習を含む。） 金属加工（製図及び実習を含む。） 機械（実習を含む。） 電気（実習を含む。） 栽培（実習を含む。） 情報とコンピュータ（実習を含む。）
家 庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学 保育学（実習を含む。）

職 業	産業概説 職業指導 「農業、工業、商業、水産」 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英 語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解
宗 教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」

備 考

- 1 第2欄に掲げる教科に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。（次条の表の場合においても同様とする。）
- 2 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。（次条の表の場合においても同様とする。）
- 3 「 」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の一以上にわたって行うものとする。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち2以上の科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。（次条、第9条、第15条第4項、第18条の2及び第64条第2項の場合においても同様とする。）

第5条 免許法別表第1に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について、それぞれ1単位以上計20単位を修得するものとする。

第1欄	第2欄
免許教科	教科に関する科目
国 語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌
公 民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
数 学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ

理 科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」
音 楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美 術	絵画（映像メディア表現を含む） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む） 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
工 芸	図法及び製図 デザイン 工芸製作（プロダクト制作を含む。） 工芸理論、デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
書 道	書道（書写を含む。） 書道史 「書論、鑑賞」 「国文学、漢文学」
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保 健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
看 護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） 看護実習
家 庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・機械及び情報処理

情 報	情報社会及び情報倫理 コンピュータ及び情報処理(実習を含む。) 情報システム(実習を含む。) 情報通信ネットワーク(実習を含む。) マルチメディア表現及び技術(実習を含む。) 情報と職業
農 業	農業の関係科目 職業指導
工 業	工業の関係科目 職業指導
商 業	商業の関係科目 職業指導
水 産	水産の関係科目 職業指導
福 祉	社会福祉学(職業指導を含む。) 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)
商 船	商船の関係科目 職業指導
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英 語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解
宗 教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」

第6条 免許法 別表第1に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第 1 欄		最低修得単位数																			第 5 欄	第 6 欄
		第 2 欄		第 3 欄			第 4 欄															
教職に関する科目		教職の意義等に関する科目		教育の基礎理論に関する科目			教育課程及び指導法に関する科目							生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目				教育実習	教職実践演習			
上記の各科目に含めることが必要な事項		教職の意義及び教員の役割を含む。） 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を	進路選択に資する各種の機会の提供等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	学習の過程を含む） （障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育課程の意義及び編成の方法	各教科の指導法	道徳の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育課程の意義及び編成の方法	保育内容の指導方法	教育の方法及び技術（情報機器及び教材活用を含む。）	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及び理論の方法	幼児理解の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
小学校 教 諭	専 修 免許状	2		6			2	2							4					5	2	
	1 種 免許状	2		6			2	2							4					5	2	
	2 種 免許状	2		4			1	4							4					5	2	
中学校 教 諭	専 修 免許状	2		6（5）			1	2（6）							4（2）					5（3）	2	
	1 種 免許状	2		6（5）			1	2（6）							4（2）					5（3）	2	
	2 種 免許状	2		4（3）			4（3）								4（2）					5（3）	2	
高等学校 教 諭	専 修 免許状	2		6（4）			6（4）								4（2）					3（2）	2	
	1 種 免許状	2		6（4）			6（4）								4（2）					3（2）	2	
幼稚園 教 諭	専 修 免許状	2		6								1	8				2			5	2	
	1 種 免許状	2		6								1	8				2			5	2	
	2 種 免許状	2		4								1	2				2			5	2	

備 考

1 教育課程及び指導法に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとする。

2 教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条に規定する幼稚園教育要領、同令第52条に規定する小学校学習指導要領、同令第74条に規定する中学校学習指導要領又は同令

第84条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

3 教育の基礎理論に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあつては、教育課程及び指導法に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。

4 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の専修免許状又は1種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この号において「国語等」という。）の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上を、小学校教諭の2種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等のうち6以上の教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち2以上を含む。）についてそれぞれ2単位以上を、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

5 道徳の指導法の単位の修得方法は、小学校又は中学校の教諭の専修免許状又は1種免許状の授与を受ける場合にあつては2単位以上を、小学校又は中学校の教諭の2種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位以上を修得するものとする。

6 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法を含むものとし、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法を含むものとする。

7 教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては幼稚園及び中学校、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校及び高等学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校の教育を中心とするものとする。この場合において、幼稚園又は小学校には、特別支援学校の幼稚部又は小学部を含み、中学校又は高等学校には、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の中学部又は高等部を含む。

8 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の1単位を含むものとする。（第7条第1項、第10条及び第10条の4の表の場合においても同様とする。）

9 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第18項第4号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）又は、小学校（特別支援学校の小学部及び附則第18項第1号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

10 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第18項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに附則第18項第3号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

11 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする。（第10条及び第10条の4の表の場合においても同様とする。）

12 幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては6単位（2種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位）まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては2単位まで、教育実習にあつては3単位まで、教職実践演習にあつては2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

13 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、

生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては6単位まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

14 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る教育課程の意義及び編成の方法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の単位のうち、2単位（2種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位）までは、幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあてることができる。

15 小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る各教科の指導法の単位のうち、生活の教科の指導法の単位にあつては2単位まで、特別活動の指導法の単位にあつては1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法の単位をもつてあてることができる。

16 保育内容の指導法の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をもつてあてることができる。

17 括弧内の数字は、免許法別表第1備考第9号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位数とする。

2 免許法別表第1備考第6号に規定する教職に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程（以下「教職特別課程」という。）における教職に関する科目の単位の修得方法は、前項に定める修得方法の例によるものとする。

3 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するように努めなければならない。

第6条の2 免許法別表第1に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第2条から第5条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、当該専修免許状の授与を受けようとする者が有し又は所要資格を得ている1種免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。

2 免許法別表第1に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の1種免許状又は2種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第2条から第5条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。

第7条 免許法別表第1に規定する特別支援学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援教育に関する科目		最低修得単位数				
		第1欄	第2欄		第3欄	第4欄
		特別支援教育の基礎論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目		免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒に付いての教育実習
免許状の種類			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
特別支援学校教諭	専修免許状	2	16		5	3
	1種免許状	2	16		5	3
	2種免許状	2	8		3	3

備 考

1 第1欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。

2 第2欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて8単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）

3 第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

4 第4欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者

の証明を有するものについては、経験年数1年について1単位の割合で、それぞれ第1欄から第3欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。

2 免許法別表第1に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。

3 特別支援教育に関する科目の修得により免許法第5条の2第3項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする場合における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第1項の表備考第2号イ又はロに定める単位を修得するものとする。

4 前項の規定により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもつて、これに替えることができる。この場合において、第1項の表の第3欄に掲げる科目について修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数に不足することとなるときは、同欄に掲げる科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。

5 免許法第5条の2第3項に規定する教育職員検定のうち、特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域を追加して定める場合の学力及び実務の検定は、次に定めるところによつて行わなければならない。

(1) 学力の検定は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第1項の表第2欄に掲げる科目についてそれぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（2種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る1単位以上を含む。）

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目についてそれぞれ1単位又は当該教育課程等に関する科目並びに当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目（以下この号において「心理及び教育課程等に関する科目」という。）についてそれぞれ1単位（2種免許状に当該領域の追加の定めを受ける場合にあつては当該心理及び教育課程等に関する科目1単位）以上

(2) 前号の単位は、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる。

(3) 実務の検定は、特別支援学校の教員（専修免許状又は1種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員に限り、2種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教員を含む。）として1年間良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする。

6 第4項の規定は、前2項の場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第5項」と読み替えるものとする。

7 免許法別表第1備考第6号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させる

ために大学が設置する修業年限を1年とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第1項から第4項までに定める修得方法の例によるものとする。

○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

平成9年6月18日 法律第90号
改正 平成18年6月21日法律第80号

(趣旨)

第1条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の特例等を定めるものとする。

(教育職員免許法の特例)

第2条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第5条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（18歳に達した後、7日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。

2 前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第5条第1項の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

3 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については、第1項の規定は、適用しない。

(関係者の責務)

第3条 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に関し必要な協力を行うよう努めるものとする。

3 大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。

(教員の採用時における介護等の体験の勘案)

第4条 小学校又は中学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのっとり、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

附則

1 この法律は、平成10年4月1日から施行する。

2 この法律の施行の日前に大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第1に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得た者については、第2条第1項の規定は、適用しない。

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。[後略]

附 則 [平成18年6月21日法律第80号] [抄]

（施行期日）

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

○博 物 館 法 (抄)

昭和26年12月 1日 法律第285号
改正 平成23年12月14日 法律第122号

第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、社会教育法(昭和24年法律第207号)の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和25年法律第118号)による図書館を除く。)のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。)を除く。)が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)をいう。

(博物館の事業)

第3条 博物館は、前条第1項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

(1) 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

(2) 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

(3) 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

(4) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

(5) 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

(6) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

(7) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

(8) 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法(昭和25年法律第214号)の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

(9) 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

(10) 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、

刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

(11) 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

(館長、学芸員その他の職員)

第4条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

(学芸員の資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

(1) 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

(2) 大学に2年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上学芸員補の職にあつたもの

(3) 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者

2 前項第2号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設(博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。)における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

(学芸員補の資格)

第6条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

第3章 公立博物館

(設置)

第18条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(所管)

第19条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

第4章 私立博物館

(都道府県教育委員会との関係)

第27条 都道府県教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

2 都道府県教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第28条 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

第5章 雑則

(博物館に相当する施設)

第29条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県教育委員会が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第27条第2項の規定を準用する。

○博物館法施行規則（抄）

昭和30年10月4日 文部省令第24号
改正 平成23年12月1日 文部科学省令第44号

第1章 博物館に関する科目の単位

（博物館に関する科目の単位）

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第5条第1項第1号に規定する博物館に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

科 目	単位数
生涯学習概論	2
博物館概論	2
博物館経営論	2
博物館資料論	2
博物館資料保存論	2
博物館展示論	2
博物館教育論	2
博物館情報・メディア論	2
博物館実習	3

2 博物館に関する科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位又は第6条第3項に規定する試験科目について合格点を得ている科目は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

（博物館実習）

第2条 前条に掲げる博物館実習は、博物館（法第2条第1項に規定する博物館をいう。以下同じ。）又は法第29条の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県の教育委員会の指定した博物館に相当する施設（大学においてこれに準ずると認めた施設を含む。）における実習により修得するものとする。

2 博物館実習には、大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導を含むものとする。

第2章 学芸員の資格認定

（試験認定の方法及び試験科目）

第6条 試験認定は、大学卒業の程度において、筆記の方法により行う。

2 試験認定は、2回以上にわたり、それぞれ1以上の試験科目について受けることができる。

3 試験科目は、次表に定めるとおりとする。

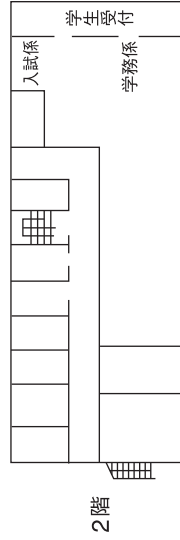
試 験 科 目		試験認定の必要科目
必 須 科 目	生涯学習概論 博物館学概論 博物館経営論 博物館資料論 博物館資料保存論 博物館展示論 博物館教育論 博物館情報・メディア論	左記科目の全科目
選 択 科 目	文化史 美術史 考古学 民俗学 自然科学史 物理学 化学 生物学 地学	左記科目のうちから 受験者の選択する2科目

(試験科目の免除)

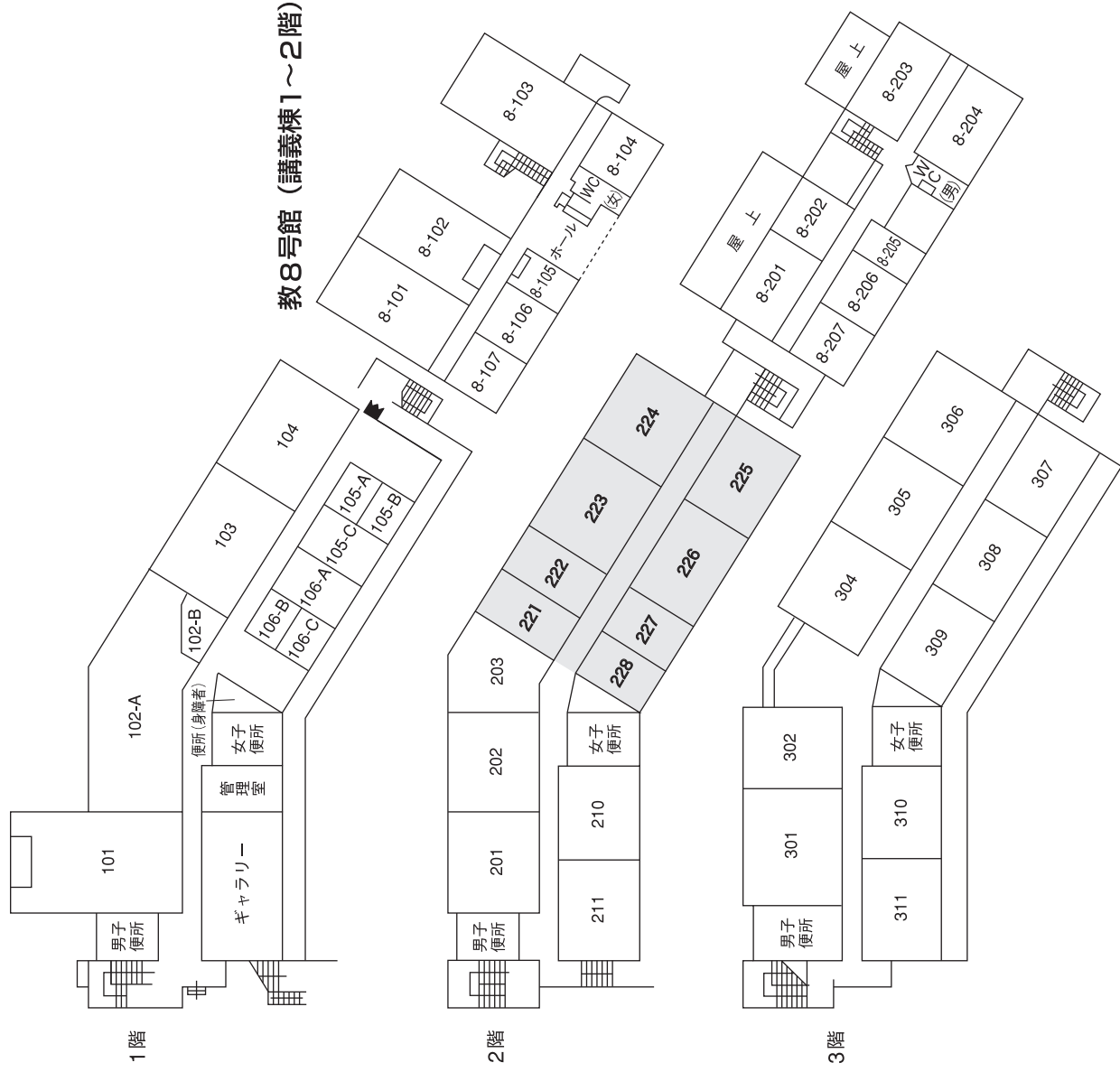
第7条 大学において前条に規定する試験科目に相当する科目の単位を修得した者又は文部科学大臣が別に定めるところにより前条に規定する試験科目に相当する学修を修了した者に対しては、その願い出により、当該科目についての試験を免除する。

教育人間科学部講義棟及び事務室平面図

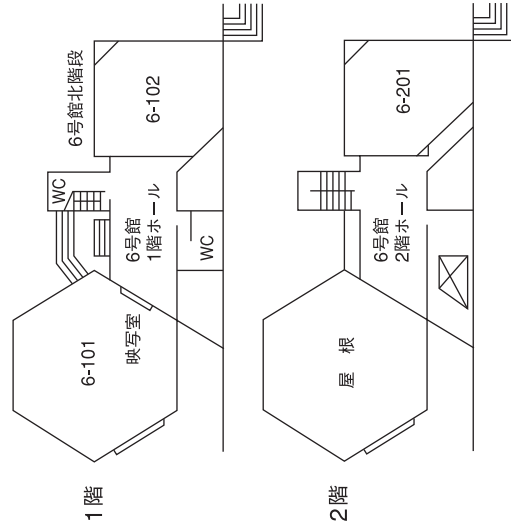
教育人間科学部事務室 (2階)



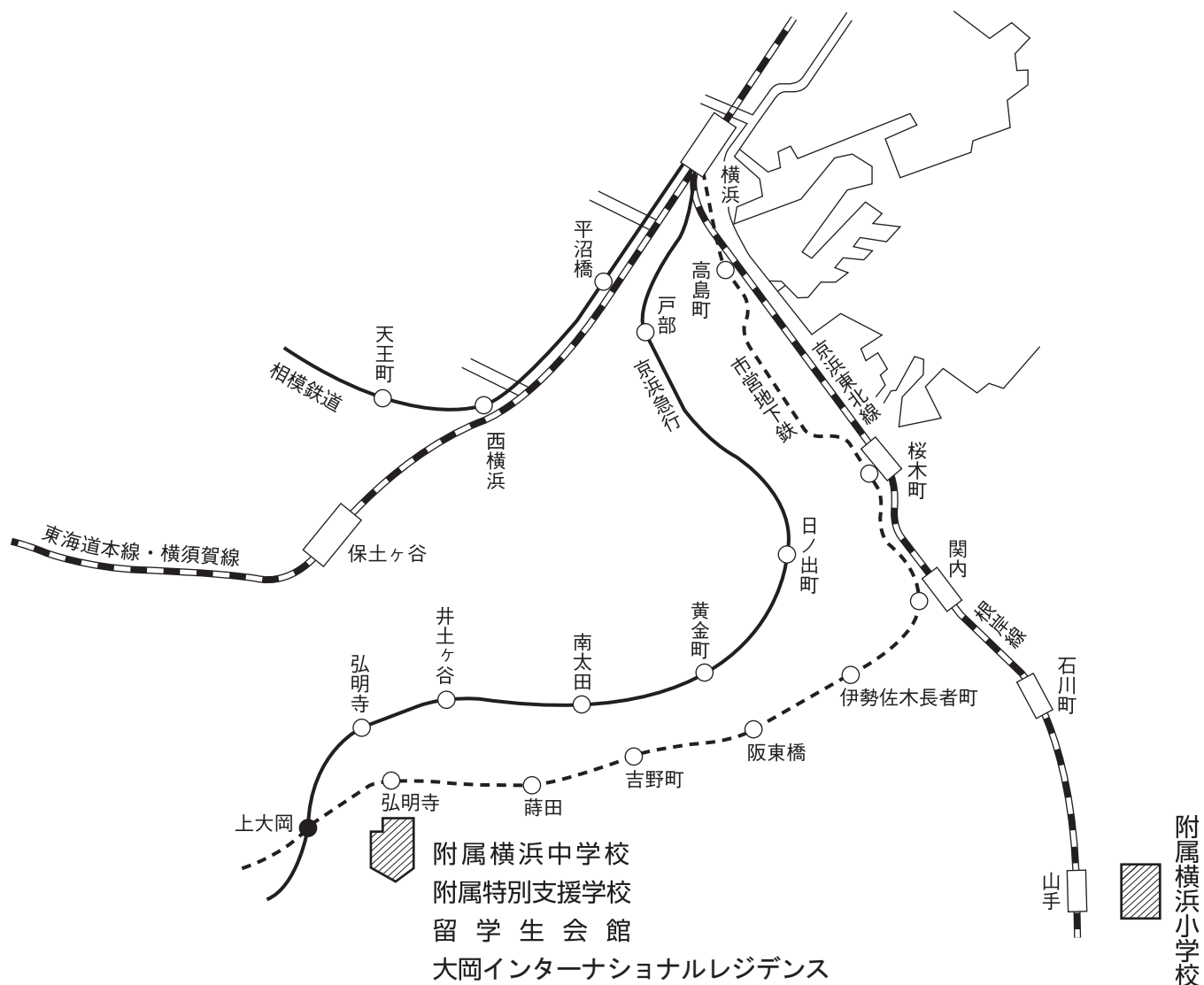
教7号館 (講義棟1～3階)



教6号館 (講義棟1～2階)



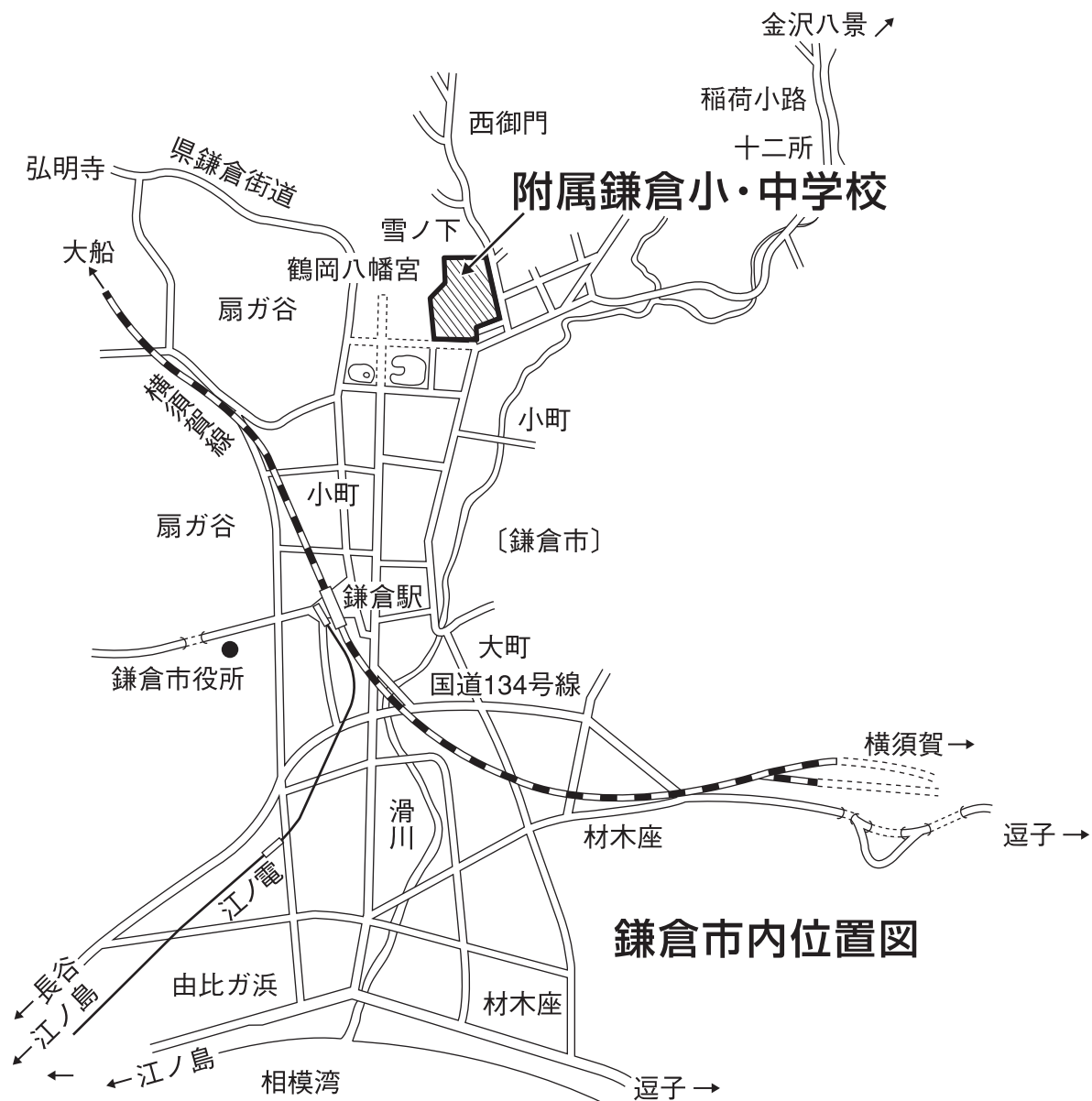
附属横浜小・中学校、特別支援学校



所在地

- 附属横浜小学校
〒231-0845 横浜市中区立野64
TEL 045 (622) 8321
- 附属横浜中学校
〒232-0061 横浜市南区大岡2-31-3
TEL 045 (742) 2281
- 附属特別支援学校
〒232-0061 横浜市南区大岡2-31-3
TEL 045 (742) 2291

附属鎌倉小・中学校



鎌倉市内位置図

所在地

- 附属鎌倉小学校
〒248-0005 鎌倉市雪の下3-5-10
TEL 0467 (22) 0647
- 附属鎌倉中学校
〒248-0005 鎌倉市雪の下3-5-10
TEL 0467 (22) 2033

教育人間科学部野外教育実習施設

